

# B u s i n e s s R e p o r t 2 0 0 9



**2009ビジネスレポート**  
2008年4月1日～2009年3月31日



**アメリカンホーム保険**

# c o n t e n t s

## アメリカンホーム保険会社の概況

- 01 ごあいさつ
- 02 経営方針（ビジョン、行動指針）
- 03 2008年度のトピックス
- 06 代表的な経営指標
- 09 保険会社の主要な業務の内容
- 19 保険会社の運営に関する事項

## 業績データ

- 34 日本における直近の事業年度における事業の概況
- 35 日本における直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
- 36 日本における直近の2事業年度の貸借対照表
- 38 日本における直近の2事業年度の損益計算書
- 39 日本における直近の2事業年度のキャッシュ・フロー計算書
- 39 継続企業の前提に関する注記
- 40 日本における直近の2事業年度の持込資本金等変動計算書
- 40 会社の状況に関する重要な事項
- 40 重要な後発事象
- 41 日本における業務の状況を示す指標（直近の2事業年度）
- 55 日本における財産の状況（直近の2事業年度）
- 57 財務諸表の正確性および内部監査の有効性

## コーポレート・データ

- 58 会社概要・沿革
- 59 組織図
- 60 店舗所在地一覧

このビジネスレポートは、保険業法第111条を準用する第199条にもとづき作成したディスクロージャー資料です。この資料に掲載しているデータ（計数など）は、日本における事業年度に合わせて、2008年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）のアメリカンホーム保険会社の日本における保険業の業況および財産の状況を表しています。

## ごあいさつ

アメリカンホーム保険会社は、  
「基本に忠実な経営」という視点から社内態勢を見直し、  
健全かつ着実に 1,000 億円企業への成長を  
目指します

アメリカンホーム保険会社  
日本における代表者

横山 隆美



ご契約者をはじめ皆様方には、日頃よりご愛顧お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社が1984年6月から2006年10月まで販売していた「保険金額通増特約」付普通傷害保険の一部に、解約返戻金を正しくお支払いできていないご契約があったことが判明しました。このような事態を生じさせたことにより、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

当社はビジョンに掲げている「常にお客様視点で考える」という基本に改めて立ち戻り、内部管理態勢を見直し、改善・改革を行い、「お客様に選ばれる会社」としてお客様の信頼を回復することが重要であると考えております。

これまでの具体例としては、「わかりやすさ」をテーマに広告、パンフレットなどの募集文書の管理態勢を強化し、社外専門家で構成されている「諮問会議」において消費者団体などの意見を吸収しながら、文言や表現の見直しなどを進めてまいりました。また保険金支払い部門では、お客様に対する正確なお支払いをするための不払い異議申し立ての再審査態勢を整備し、事務処理においては約款との整合性を定期的に検証してまいります。

当社の役職員一同、このたびの事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢のさらなる強化と堅確な事務処理の徹底に努め、信頼を回復するために全力を挙げて取り組んでまいります。

昨年は米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機が表面化し、当社の実質的な親会社であるアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)が米国政府による支援を受けることになりました。これに基づく組織再編の中で、十分な資本を確保している当社を含む損害保険事業は、持ち株会社であるチャティス(CHARTIS)の傘下となり、AIGから経営面で独立した企業となる計画が進展していることを本年7月に発表しました。皆様にはご心配をおかけいたしました。当社はわが国の金融規制の中で健全な経営を行っており、お客様に対する保険金支払いなどには全く問題ございませんので、ご安心ください。また、この新体制において、皆様にさらにご安心いただける経営基盤を築くことができるものと考えております。

お客様のニーズに合った商品の開発につきましては、当社が1997年に日本で初めて販売した『リスク細分型自動車保険』の料率を改定し、インターネット契約割引の拡大など保険料の引き下げを図りました。また、医療保険分野では、ブランドを『みんなのほすピタる』に統合し、ガンのみ担保特約付医療総合保険や引受基準緩和型医療保険を発売し、商品とサービスの拡充を図ってまいりました。

これらの結果、当社の2008年度(2008年4月～2009年3月)の元受正味保険料(含む収入積立保険料)は、損害保険業界がマイナス成長を余儀なくされている中、前年度に比べ0.3%増収し828億円となりました。これもひとえに、多くのお客様からのご支援の賜物と改めて深く感謝申し上げます。

通信販売はお客様がいつでもお気軽にアクセスできるため、利便性が高い販売チャネルとして、保険業界において将来さらに大きな成長の可能性がります。当社はお客様の信頼とご支持を得るべく、品質の高い商品やサービスの提供、経営の健全性を追求し、お客様からご満足いただける企業を目指してまいります。

これまで皆様に支えていただいたことに心から感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2009年8月

# 経営方針

## ビジョン

アメリカンホームは、No. 1通販損害保険会社として、常にお客様視点で考え、お客様の信頼を得て自由化市場の中で「お客様に選ばれる会社」になることを目指します。

## 行動指針

- 1 私たちは常に、お客様にとってより良いもの、より価値のあるものを創造します。
- 2 私たちはお客様との全ての接点で、お客様の期待を超えるサービスを提供し、お客様がアメリカンホームの保険を買って良かったと実感できるように努めます。
- 3 私たちは、お客様のニーズを知ることがいつも心掛け、そのニーズに合った分かりやすく、他社にない商品を開発します。
- 4 私たちは、お客様にどのような保険金支払いが対象になるかを提示し、お客様にご満足いただけるような適正かつ迅速な損害サービスに努めます。
- 5 私たちは、お客様にとって最高の利便性と経営効率の高い販売方法を追求します。
- 6 私たちは、広告、約款、パンフレット、スクリプト、申込書などお客様が触れる全ての物に関し分かり易さを追求します。
- 7 私たちは、お客様に信頼される迅速で正確な事務処理を行います。
- 8 私たちは、高い倫理観を持ち、常に「正しいこと」を実行しお客様に信頼されることを目指します。
- 9 私たちは、お客様が安心できる健全な経営基盤を常に確保します。
- 10 私たちは、自らの仕事のお客様を常に明確にし、社内外のお客様の高い要求を満足できる人材になることに努めます。

# 2008年度のトピックス

## 1 さらに多くのニーズに応える商品開発とサービスを目指して

### 『リスク細分型自動車保険』の改定

2008年5月に『リスク細分型自動車保険』の料率を一部改定し、より合理的な保険料体系としました。保険料水準を全体的な平均で引き下げ、新規のインターネット割引率を拡大しました。また、2009年3月に車両保険の免責金額（自己負担額）のパターンを増やしたり、車両保険の引受限度額を拡大するなど、お客様のニーズにさらに細やかに対応できるようになりました。



### 医療保険『みんなのほすピタる』テレビCMスタート

“保険は一生涯にかかわる大切なことだから、きちんと前向きに考えて選んでいただきたい”という当社のメッセージを、医療保険商品の新キャラクター“アメリカちゃん”を活用しながらお伝えするテレビCMを2008年6月から展開しています。

また、医療保険を『みんなのほすピタる』ブランドに統合していきます。



#### ●『人間ドック篇』

“アメリカちゃん”が健康への不安などについて、語りかけ、医療保険で入院に備えることの大切さを伝えながら、商品内容も説明しています。

#### ●『コールセンター篇』

当社コールセンターの担当者が、お客様の年齢やライフスタイル・ご心配ごとなどに応じて、お客様に合った保険プランを提案するまでの流れを描き、お客様のご意向に合致した保険商品を選択していただくことの重要性をお伝えしています。

### 医療保険ブランド『みんなのほすピタる』商品の拡充

2008年7月に『みんなのほすピタる ガンプチタイプ』、2009年2月に“持病がある方も安心『みんなのほすピタる』”を発売し、医療保険ブランド『みんなのほすピタる』の商品ラインナップの充実を図りました。

『みんなのほすピタる ガンプチタイプ』は、ガンと向き合い治療を行っていくために必要な保障に絞ることにより、保険料を抑えたガン保険です。「今加入している保険に保障を追加したい」あるいは「保険料はできるだけ抑えたい」とお考えの方向けに開発しました。主な保障内容は、ガンと診断された場合の一時金、ガンでの入院・手術の保障、抗がん剤での治療の保障です。

“持病がある方も安心『みんなのほすピタる』”は、今までの詳細な健康告知をお伺いする医療保険にお申し込みいただけなかった方でも、簡単な健康告知でお申し込みいただけるように商品設計しました。この商品は、保険期間の開始後に生じたケガや新たに発病した病気だけでなく、ご加入前にかかっていた病気（持病・既往症）が保険期間の開始

後に悪化または再発し、入院・手術をされた場合でも保険金をお受け取りいただけます。(注)

(注)入院保険金、手術保険金、通院療養保険金は、いずれも保険期間の開始日から1年間のご契約の保険金(日)額の50%でのお支払いとなります。また、保険期間の開始前に医師にすすめられた入院・手術に対しては、保険金をお支払いできません。





## シニア向け長期保障傷害保険『人生よろこんで』を発売

満50歳から満80歳までの方向けの『人生よろこんで（長期保障傷害保険）』の販売を2008年11月より開始しました。この商品は、ケガや病気で亡くなられた場合にご親族が負担するお葬式の費用保障と、ケガによる死亡・後遺障害の保障を提供しています。また、後遺障害保険金をお支払いする事故の発生がなく、無事に10年後の保険期間満了を迎えられた際には満期祝い金（無事故戻し金）をお受け取りいただくことができます。

さらに、より大きな安心への備えとして、ケガによる治療費用の保障、ATM等からの引き出し直後のひたくりやご自宅での空き巣による現金盗難被害、第三者に対する損害賠償責任の補償がセットになったプランもご提供しています。



## ウェブサイトのリニューアル

通信販売で保険を提供している当社にとって、ウェブサイトは重要なお客様とのコンタクトポイントのひとつです。商品やサービスのご紹介だけでなく、ご契約や諸手続きいただける重要な役割を担っているため、お客様にわかりやすく、かつ使いやすいウェブサイトをめざして常に改良を行っています。

2009年3月に「ケガ・医療の保険」ページを全面的に刷新し、当社が提供する様々な商品の中から、お客様が直感的な操作だけで自分の条件や目的に合った保険を選び、比較検討することができるようになりました。

また、採用情報サイトを開設し、会社の要となる部門で働いている社員のインタビューや各種人材育成プログラムを紹介

するなど従来の情報から大幅に拡充して、求職者が当社で働くことをイメージできるような構成としています。



〈URL〉<http://www.americanhome.co.jp>

## 2 お客様と、社会と、ふれあうすべての接点を大切に

### こどもの職業・社会体験施設『キッズニア東京』の消防署パビリオンのスポンサーに

アメリカンホーム保険会社は「子どもたちがこれからの実社会で生きる力を育む」というキッズニアの考え方に共感し、2006年10月から東京豊洲に開業した日本初のエデュテインメント※・タウン『キッズニア東京』内の「消防署」パビリオンのオフィシャルスポンサーとなっています。

キッズニアは、子どもたちが職業や社会体験を通して楽しく社会を学ぶことができる新しいタイプの施設です。子どもたちは、裁判官、キャビンアテンダント、ファッションモデル、医師など、80種類以上の本物そっくりな仕事を体験することができます。

アメリカンホーム保険会社が提供する消防署パビリオンでは、子どもたちが消防士としてのトレーニングを受けたあと、消防車に乗って火災現場に出動し、協力し合いながら消火活動を体験します。

子どもたちが消防を体験することで、防災意識を高めるだけでなくとどまらず、先のことに対して気をつけることができるイ

マジネーションを育むことの重要性を学ぶことに、火災保険などを提供する損害保険会社としての社会的意義を強く認識したことから、本パビリオンへの協賛をしています。これからの時代を担う子どもたちへの教育支援として、本パビリオンのスポンサーを通じた社会貢献に取り組んでまいります。

※エデュテインメント：EducationとEntertainmentを統合した造語



©2009 Kids City Japan K. K. All Rights Reserved.

## 富山での地域貢献活動

2005年に富山にコールセンターを開設して以来、当社は富山での様々な地域貢献活動を行っています。

コールセンター開設以来、毎年行っている記念植樹を2008年7月に行い、富山県立富山養護学校にサツキツツジを植えました。

昨年に引き続き、2008年8月には富山市で開催された新日本フィルによるファミリーコンサート「オーケストラと遊ぼう! VOL. 2」に協賛し、地元の児童養護施設の職員と園児を招待しました。



「オーケストラと遊ぼう! VOL.2」

## 海外のプロの技術を学ぶ機会を提供

当社は2005年より、au 沖縄セルラー電話株式会社とともに、室内管弦楽団ニューヨーク・シンフォニック・アンサンブル (NYSE) の沖縄公演および NYSE による地元中学・高校でのワークショップをサポートしています。

地元中学・高校で行われたワークショップは、沖縄県内音楽界の技術向上を図るために、プロの高い技術を学び、本公演でNYSEと合同で演奏する機会を生徒たちに提供しています。



## 墨田区の中学校で模擬面接に協力

2005年から墨田区の中学校で、高校受験の際の面接を事前に体験する模擬面接に協力しています。

2008年12月に実施された墨田区立錦糸中学校の3年生を対象にした模擬面接では、社員8名を面接官として派遣しました。この模擬面接は、企業など学校外部から面接官役を招き、両親・教師以外の大人と接する機会の少ない生徒たちに、初対面の方に対しても、自分の夢や希望、考え方を上手に伝えることができる機会を提供しようというユニークな取り組みです。



# 代表的な経営指標

アメリカンホーム保険会社は、ダイレクトマーケティング（通信販売）により保険を販売する企業のパイオニアとして、高い利便性を求めるお客様のニーズにお応えする様々な商品をお届けし、「1,000億円企業」※になることを目指しています。

2008年度については、サブプライムローン問題に端を発した金融危機の影響により、当社が運用する有価証券の一部において損失を計上しましたが、収入保険料が堅調に推移し、経費圧縮に努めた結果、単年度黒字化を実現しました。

※元受正味保険料(含む収入積立保険料) ベース

## 保険料収入の状況

### 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

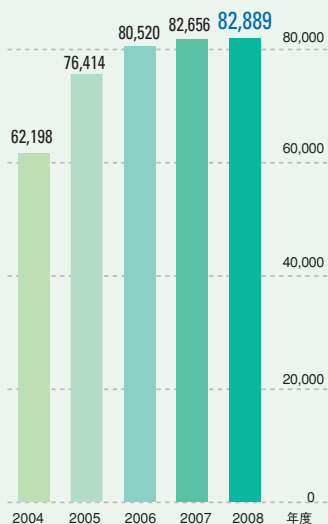
828億円

(単位/百万円)

2008年度の元受正味保険料(含む収入積立保険料)は828億円で、前年度に比べ0.3%の増収となりました。傷害・医療保険分野は前年度に比べ増収となりましたが、自動車保険では、保険料率の引き下げの影響により、減収しています。

#### 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

元受保険料(お客様から直接いただいた保険料)から解約返戻金等の返戻金を控除したものをいいます。積立型保険については、将来の満期返戻金に充てられる収入積立保険料を含みます。



### 正味収入保険料

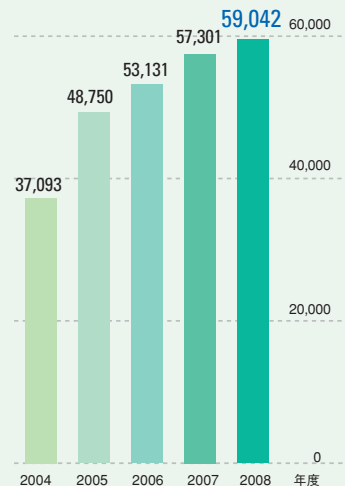
590億円

(単位/百万円)

2008年度の正味収入保険料は590億円で、前年度に比べ3.0%の増収となりました。

#### 正味収入保険料

元受保険料から収入積立保険料を差し引き、受再正味保険料(他の保険会社から再保険を受けた際に受け取る保険料)を加え、出再正味保険料(他の保険会社に再保険を出した際に支払う保険料)を控除したものをいいます。



## 保険事業に係る費用比率の状況

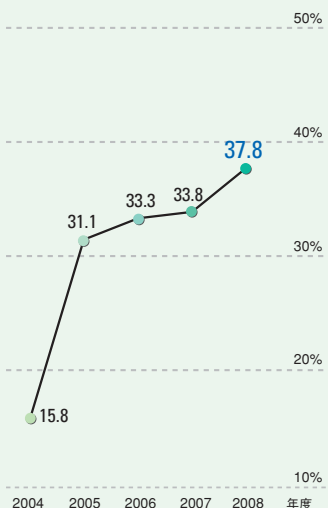
### 正味損害率

37.8%

2008年度の正味損害率は、保険金等支払額や損害調査費の増加により、37.8%と前年度に比べ4.0ポイント上昇しました。

#### 正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金(お客様等にお支払いした保険金)と損害調査費(当社の損害調査業務に関連する経費)の割合をいいます。



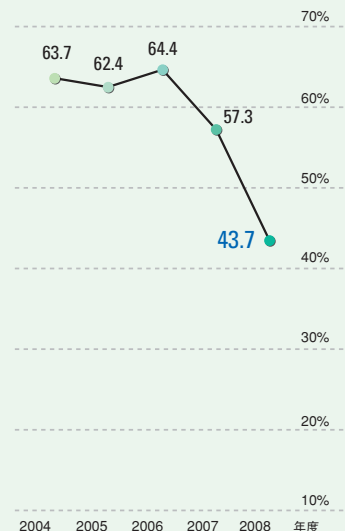
### 正味事業費率

43.7%

2008年度の正味事業費率は、広告宣伝費の圧縮等により社費が減少し、43.7%と前年度に比べ13.6ポイント低下しました。2004年度と2005年度の正味事業費率は、のれんの償却額を除いていますので、当該金額を含めた率に組み替えています。また2007年度にのれんの未償却残高を全額償却したため、2008年度にはのれんの償却額は含まれていません。

#### 正味事業費率

正味収入保険料に対する諸手数料及び集金費(損害保険代理店手数料等募集に要した費用)と保険引受に係る営業費及び一般管理費(当社の運営費用、システム開発費用等)の割合をいいます。







## 損益の状況

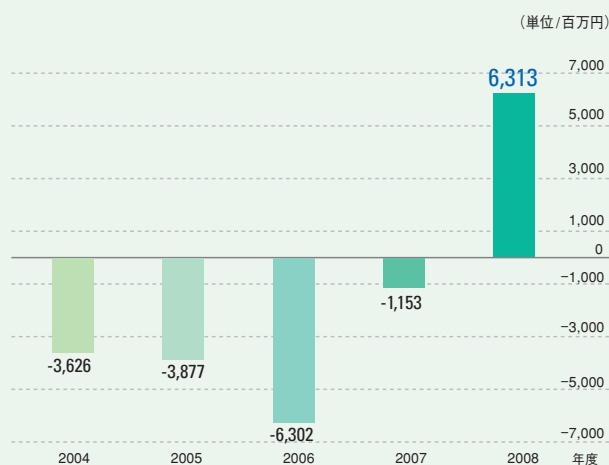
### 保険引受損益

63億円

2008年度の保険引受損益は、保険金支払い等の増加による損益悪化要因があったものの、そのマイナス要因を保険料の増収等で吸収し、さらに経費を大幅に減少させたことにより63億円となり、前年度に比べ74億円の大規模な改善となりました。

#### 保険引受損益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を差し引いたもので、本業における損益を示します。



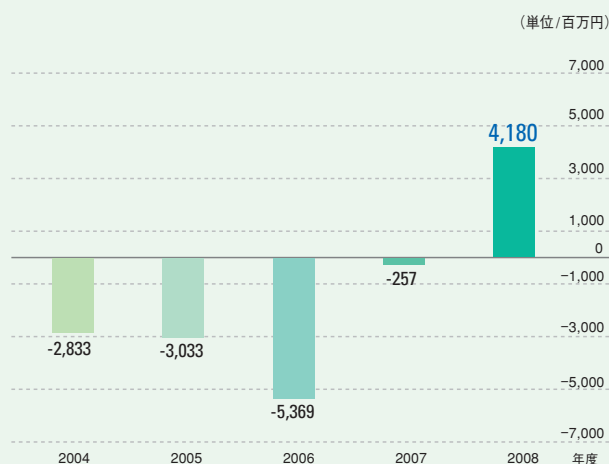
### 経常損益

41億円

2008年度の経常損益は、保険引受損益が大幅に改善したことで41億円となり、前年度に比べ44億円の改善となりました。

#### 経常損益

保険引受収益、資産運用収益等の経常収益から、保険引受費用、資産運用費用、営業費及び一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、当社の経常的な取引による損益を示します。



### 当期純損益

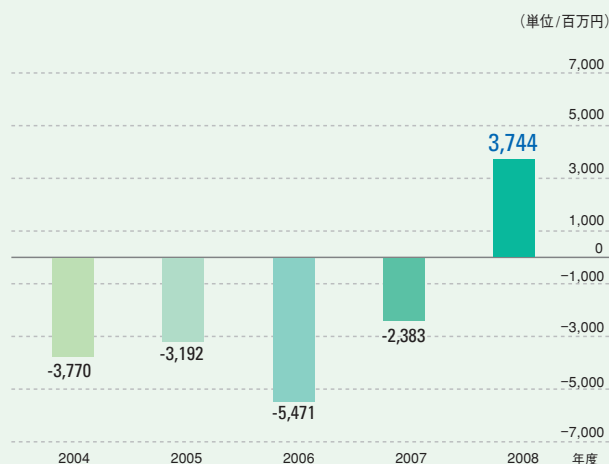
37億円

2008年度の当期純損益は37億円となり、前年度に比べ61億円の大規模な改善となりました。

世界的な金融危機の影響により、運用する有価証券の一部で損失が発生しましたが、経費圧縮に努めた結果、2008年度は単年度黒字化を実現しました。

#### 当期純損益

経常損益に、特別損益、法人税及び住民税等を加減したものであり、事業年度に発生したすべての要素を反映した最終損益を示すものです。



## 総資産と支払余力（ソルベンシー・マージン）の状況

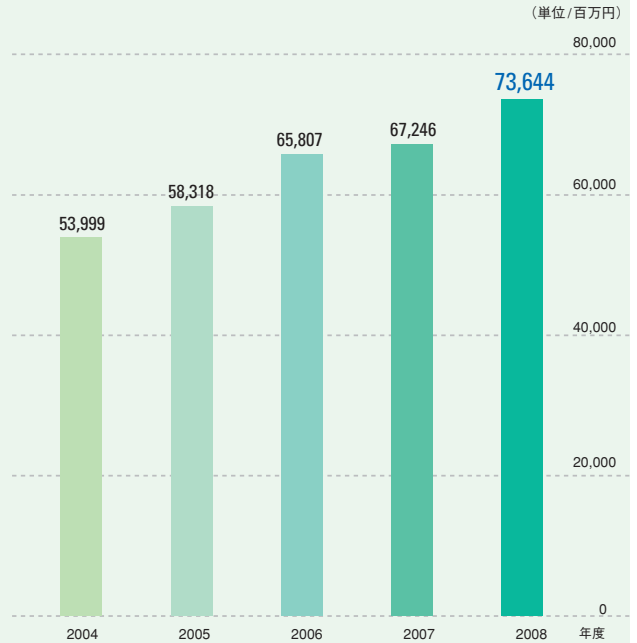
### 総資産

736億円

2008年度の総資産は736億円と、前年度に比べ63億円増加しました。

#### 総資産

当社が保有する現預金、有価証券等のすべての資産の合計額をいいます。



### ソルベンシー・マージン比率

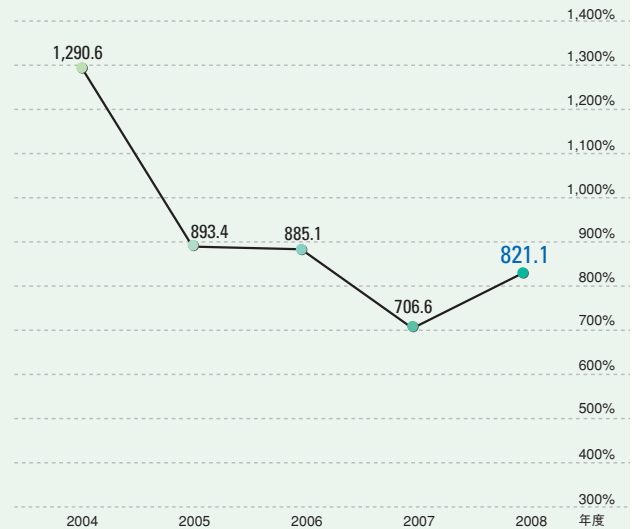
821.1%

2008年度は、ソルベンシー・マージン比率は821.1%と前年度に比べて114.5ポイント上昇しました。これは、2008年度の損益状況が改善したことで、当社の支払余力が増した結果です。

#### ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等にもとづき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

同比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。



(ご参考) その他の詳しい業績指標については「主要な業務の状況を示す指標」(P.35)をご覧ください。

# 保険会社の主要な業務の内容

## 1 主な保険商品のご案内

当社はお客様のニーズにお応えできる保険商品を提供しています。



## 2 商品ラインナップ

### 自動車の保険

- リスク細分型自動車保険(ファミリー自動車総合保険) など

### 病気・ケガの保険

- みんなのほすピタル  
(医療総合保険/終身医療保険)
- 持病がある方も安心『みんなのほすピタル』  
(引受基準緩和型医療保険)
- ライフサイズガン  
(ガンのみ担保特約付医療総合保険) など

### ケガの保険

- ご家族まるごと保険(ファミリー交通傷害保険)
- プレミアガード・プラス(普通傷害保険/家族傷害保険)
- おてがるガード(普通傷害保険)
- しまったくん★こまったちゃん  
(疾病入院保険金支払特約付普通傷害保険・個人賠償責任保険) など

### 50代からの保険

- これからだ(長期保障傷害保険)
- 人生よろこんで(長期保障傷害保険)
- まいにち安心(アクティブシニア傷害保険)
- ザ・大人の医療保険(無選択型医療総合保険) など

### 暮らしの保険

- 家財安心プラン  
(通信販売用総合住宅保険・地震保険)
- 盗難対策  
(支払用カード・個人情報不正使用被害等担保特約付盗難保険)
- お給料保険(所得補償保険) など

※ 商品の詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

### 3 新商品の開発状況

#### 2006年

##### 6月 『私にうれしい医療保険(医療総合保険)』

- ・ 治療費用担保特約
- ・ 先進医療費用のみ担保特約(治療費用担保特約用)
- ・ 抗がん剤等治療保険金支払特約

※現在は『みんなのほすピタル先進医療タイプ(医療総合保険)』として販売しています。

##### 9月 『満期返れい金付まいにち安心(アクティブシニア傷害保険)』

- ・ 積立型基本特約(無配当型)

##### 11月 『盗難対策(盗難保険)』

- ・ 支払用カード・個人情報不正使用被害等担保特約
- ・ 防犯装置設置費用担保特約
- ・ ドアロック交換費用担保特約
- ・ ストーカー行為等被害費用担保特約
- ・ 入院時ペット諸費用担保特約
- ・ 個人賠償責任危険担保特約

##### 『家財安心プラン(通信販売用総合住宅保険・地震保険)』

- ・ 支払用カード・個人情報不正使用被害等担保特約
- ・ 防犯装置設置費用担保特約
- ・ ドアロック交換費用担保特約
- ・ ストーカー行為等被害費用担保特約
- ・ 入院時ペット諸費用担保特約

#### 2007年

##### 9月 『私にうれしい医療保険(終身医療保険)』

※現在は『みんなのほすピタル(終身医療保険)』として販売しています。

#### 2008年

##### 3月 『入居者ガードプラン(通信販売用総合住宅保険・地震保険)』

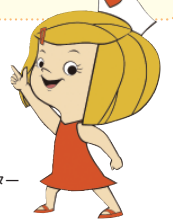
- ・ 修理費用担保特約

#### 2009年

##### 2月 持病がある方も安心『みんなのほすピタル(引受基準緩和型医療保険)』

#### お客様の気持ちにお応えします

「持病があるから、将来のことが不安・・・」とお客様の声にお応えして、簡単な健康告知でお申し込みいただける、「持病がある方も安心『みんなのほすピタル(引受基準緩和型医療保険)』」を新たに開発しました。おかげさまで発売以来、ご好評をいただいています。



医療保険商品キャラクター  
アメリカちゃん

### 4 ご契約者様向け付帯サービス

ご契約者様に、より豊かで安心な生活を送っていただけるよう、各種付帯サービスをご用意しています。

#### すべてのご契約者様向け

##### 安心ダイヤル 24

ご自身・ご家族の医療健康相談から育児、介護のご質問まで、経験豊富な医療スタッフが24時間無料でご相談をお受けします。



#### 『みんなのほすピタル』(注)、 『私にうれしい医療保険』のご契約者様向け

##### セカンドオピニオンサービス

より良い医療の選択のために、日本を代表する各専門分野の名医(総合相談医)に現在の診断に対する見解や今後の治療方針等の意見を聞くことができます。



(注)一部のご契約者様はサービスの対象となりません。

#### 自動車の保険のご契約者様向け

##### ダイレクト・レスキュー

故障などトラブルの際に24時間365日対応のレッカーサービス、トラブル対応サービスをご利用いただけます。

##### アメリカンホーム・ダイレクト クラブオフ

ホテル・旅館の宿泊施設やレジャー施設を、お得な割引料金でご利用いただけます。

※上記サービスは当社提携会社にてご提供します。

## 5 コールセンター

日本で初めて損害保険の通信販売を開始したアメリカンホーム保険会社は、直接お客様の声をお伺いできるコールセンターを重要視しています。コールセンターでは専属のコミュニケーターを配置し、保険商品に関するご質問、資料のご請求やお見積りのご依頼、ご契約手続きに関する問い合わせなどお客様のニーズに幅広くお応えするために、保険という商品をご理解いただくとともに安心感をもっていただけるよう、常に丁寧な対応を心がけています。

コールセンターでは、十分な知識のあるコミュニケーターの育成、均質化されたサービスを提供するために、保険商品に関する基礎知識の研修だけでなく、お客様にわかりやすくお伝えする会話のトレーニングも導入しています。コミュニ

ケーターは入社後、導入研修や実地研修(OJT)を約2ヵ月間受け、商品知識や業務知識を学ぶ一方、電話でのコミュニケーションスキルを鍛え、「お客様の期待を超えるサービス」の提供を目指しています。

さらに、お客様との重要な接点であるコールセンターのコミュニケーターが、自ら日々の業務の実感値から大切にしている考えを拾いあげ、コールセンターでの活動を支える“信条(クレド)”を作成しました。コミュニケーターは“信条(クレド)”のもと、お客様一人ひとりの“コンシェルジュ”を目指して、お客様目線に立った質の高いサービスのご提供ができるよう、日々取り組んでいます。



沖縄コールセンター



コミュニケーターに配布されている「クレドカード」

## 6 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行業務

当社は監督官庁の認可を得て、他の保険会社から業務・事務の委託を受けています。  
(主な業務・事務の受託)

AIG スター生命保険株式会社の代理店として、既存の通販ビジネススキームを活用し、同社の各種生命保険を販売し

ています。

また同様に、ジェイアイ傷害火災保険株式会社の代理店として、インターネットにて同社の海外旅行保険を販売しています。

## 7 国債等の窓口販売業務

行っていません。



## 8 保険募集態勢

### 保険募集態勢について

当社では郵便・電話・インターネットなどの通信手段を通じた保険募集を主に行っており、お客様に当社の保険商品の内容を正しくご理解いただけるよう、わかりやすい保険募集文書(パンフレットなど)の作成を心がけています。

また、自動車保険については対面による募集にも積極的に取り組んでおり、それぞれのチャネルで適正に保険募集が行われるよう募集管理態勢の強化に努めています。

### ご契約までの主な流れ

保険商品・見積りのご案内（郵送、電話、インターネット、対面募集）

重要な事項の説明およびお客様ニーズの確認

● **保険商品の確認**

パンフレットやインターネット上の商品説明ページにより、保障内容、保険料、保険期間等をご確認いただけます。

● **契約概要・注意喚起情報の確認**

お客様に保険商品の内容について十分ご理解をいただくため、契約概要・注意喚起情報をご用意しています。

・ **契約概要：**

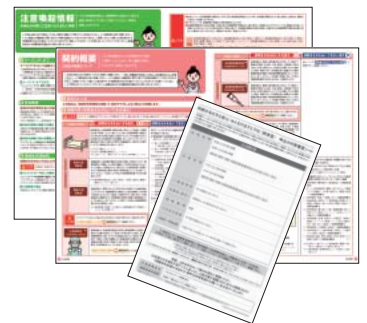
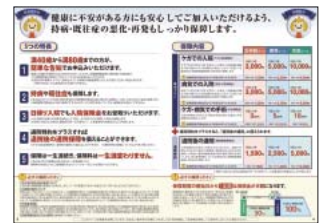
商品の仕組み、保障される場合・保障されない場合、特約の内容など、お客様に保険商品の内容をご理解いただくために必要な事項を記載しています。

・ **注意喚起情報：**

クーリング・オフ、告知義務、保険責任開始期、契約の失効・復活など、お客様にご契約にあたって特にご注意いただきたい事項を記載しています。

● **申込み内容確認シートの確認**

お客様がお申込みをされる保険商品がお客様ご自身のニーズに合致したものであるか、最終確認していただくために必要な事項を記載しています。



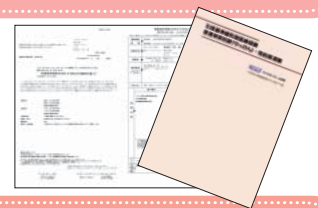
ご契約内容の決定

申込書のご記入・ご捺印、ご返送

契約諾否に関する通知書のお受け取り

● **保険契約承諾のお知らせと保険約款のお受け取り**

申込書を受付させていただいた後、第1回保険料の振替日をご案内する「保険契約承諾のお知らせ」とご契約にかかわる大切な事項を記載した保険約款をお送りします（自動車保険を除く）。



保険料のお支払い

保険証券のお受け取り

自動車保険の場合、保険証券とともに保険約款をお送りします。

## 代理店登録と代理店教育について

代理店は保険会社に代わりお客様へ各種保険商品を販売し、お客様の多様なリスクに対する備えをサポートする役割を果たしています。当社は代理店が適切に保険募集を行えるよう、全代理店を対象とした「代理店点検」を実施するなど、募集管理態勢の強化を図っています。

代理店が損害保険の募集を行うためには、保険業法にもとづき内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。さらに代理店の役員・使用人が損害保険の募集を行うためには同じく内閣総理大臣に損害保険募集人として届け出を行う必要があり、当社では損害保険募集人には社団法人日本損害保険協会が運営している「損害保険募集人試験」に合格することを必須としています。

代理店の更なる資質の向上を図るため、2008年より5年

### ■代理店の推移

(店 / 各年度末時点)

2008年	466
2007年	424
2006年	364

ごとの更新制度が導入された「損害保険募集人試験更新制度」に参加し、2009年8月から「保険商品教育制度」の「商品専門試験」を実施します。さらに、代理店の業務品質の維持と向上を図るため、代理店において募集に従事する者の資格種類および資格者数、法令遵守および業務内容、代理店の実績などによる代理店の格付制度を実施しています。

## わかりやすい募集文書作成への取り組み

お客様にとってわかりやすい募集文書を作成することは当社にとって重要な課題です。お客様の立場に立ったわかりやすい募集文書を作成するために、随時広告、パンフレット、契約概要、注意喚起情報等の改善を図っています。例えば、日々当社に寄せられるお客様の声や一般の消費者の方々を対象にしたモニターの結果を集約し、お客様目線で作られた読みやすい・理解しやすい募集文書をご提供できるように努めています。また、消費者団体や弁護士を交えた諮問会議

において、社外専門家からいただいたご意見も募集文書に反映するように順次対応を行っています。



## アメリカンホーム保険会社の勧誘方針

アメリカンホーム保険会社は、お客様本位の姿勢を徹底し、以下の方針のもと適切な勧誘を行うことをお約束します。

### 1. 法令等を遵守し、適切な勧誘を行います

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・お客様への勧誘を適切に行うために必要な社内の管理体制を整備するとともに、役職員に対して十分なコンプライアンス教育を行い、保険金の不正取得を目的とする契約を防止する等、法令等の遵守を徹底します。
- ・お客様のプライバシーの保護を徹底し、お預かりしたお客様に関する情報につきましては厳重な管理を行います。

### 2. お客様のご意向を尊重した対応を徹底します

- ・お客様の保険に関する知識、経験、財産の状況および契約される目的を勘案し、お客様のご意向や実情に沿った保険商品をお選びいただけるよう努めてまいります。
- ・保険商品のご説明にあたりましては、保険商品の内容や

重要事項を正しくご理解いただけるよう、説明内容や方法を工夫し、わかりやすいご説明に心掛けます。

- ・保険商品のご案内は、お客様のご都合やご事情に配慮した時間帯や方法で行います。ご案内のダイレクトメールやお電話をご希望されない場合は速やかに中止いたします。

### 3. お客様にご満足いただけるサービスの提供に努めます

- ・お客様からのお問い合わせには、十分な教育を受けた電話オペレーターが迅速、的確、丁寧に対応させていただきます。
- ・保険事故が発生した場合におきましては、専門の担当者が対応させていただき、お客様の状況に沿ったご案内に心掛け、公正で迅速・適切・丁寧な保険金等のお支払いができるよう努めます。
- ・お客様からお寄せいただいた貴重なご意見等を商品開発や勧誘方法の改善に生かしてまいります。

※以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)にもとづく当社の「勧誘方針」です。法律の概要につきましては、金融庁のホームページをご参照ください。

## 9 保険金を適切にお支払いする態勢

アメリカンホーム保険会社では、「常にお客様視点で考え、お客様に信頼され、お客様に選ばれる会社になる」というビジョンを実現するために、お客様志向の業務運営姿勢を徹底し、お客様へ迅速かつ適切に保険金をお支払いする態勢の整備と強化をすすめています。

### 損害サービス部門のビジョン

保険金のお支払いを担当する損害サービス部門では、お客様からのご信頼とご安心をいただくとともに、お客様により高い満足感を実感していただけるサービスを提供するために、損害サービス部門独自のビジョンを策定し、損害サービス部門の社員が一丸となって業務の改善・向上に取り組んでいます。

有能な人材を育成し、プロフェッショナル集団を形成することにより、高い顧客志向と迅速かつ適切な保険金支払業務を実現し、社会により貢献できる損害サービス組織を構築し、結果として「顧客満足度 No.1」を目指します。

### ビジョン実現のための行動指針

このビジョンを実現するために、4分野の行動指針を定め、それぞれの分野の具体的な行動計画を作成・実行するとともに、個々の計画の実行状況を独自に設定した評価指標(KPI: Key Performance Indicator)を用いて定期的にモニタリングしています。

- 〈1〉 **Compliance**  
関連法令やガイドラインの遵守と業務改善のための取り組み推進
- 〈2〉 **Customer Service**  
お客様により高い満足感を実感していただけるサービスの提供
- 〈3〉 **Re-Organization**  
機能性・作業効率の高い組織構造への変革
- 〈4〉 **Efficiency**  
〈1〉～〈3〉を通じた損害サービス部門全体のサービス効率の向上

### 全国損害サービス責任者会議と優秀社員表彰の実施


当社では全国各地の損害サービスセンター長を含めたすべての損害サービス責任者が一堂に集まる会議を定期的開催しています。会議では、経営陣の講話のほか、損害サービス部門全体や保険商品分野ごとの施策の進捗や事前課題を題材にしたワークショップの成果の共有を図っています。また、四半期ごとに保険金支払担当者個々の貢献を評価し、優秀社員の表彰を行っています。

### 業務の改善・向上のための主な取り組み

当社では、2005年11月と2007年3月に金融庁より業務改善命令を受けました。いずれも保険金のお支払いに関わる当社の業務管理態勢の改善を求める内容で、当社では命令に従い業務改善計画を策定し、計画を着実に実行して保険金を適切にお支払いする態勢の整備と強化に取り組んでいます。

#### ● 保険金支払管理プロセスの強化

保険金のお支払い業務に関わる手続き・マニュアルの整備、業務に使用する各種チェックシート等の見直し、保険金支払業務システムの改善をすすめています。また、お支払い済み事案を再検証する体制の確立、高度な医学的または法律的な判断を必要とする事案に対する外部専門家の意見を取得する仕組みを整えるなど、保険金支払管理プロセスの強化を図っています。

 次ページの「保険金のお支払いまでの一般的な流れ(病気・ケガの保険の場合)」をご参照ください

#### ● 「保険金支払審査会」による検証

第三分野商品の保険金請求事案でお支払い事由に該当しないと判断した事案については、保険金のお支払いを担当する損害サービス部門だけでなく、商品開発部門や法務・コンプライアンス部門で構成される「保険金支払審査会」を毎週開催し、判断の妥当性を検証しています。

#### ● 「再審査請求制度」の設置

保険金のお支払いに関わる判断についてお客様にご了承いただけない場合、お客様のご要請により「再審査会」による再審査を行う制度を設けています。「再審査会」では、保険金のお支払いを担当する損害サービス部門以外の部門が毎月主催し、外部専門家(医師・弁護士等)による客観的な審査を行っています。

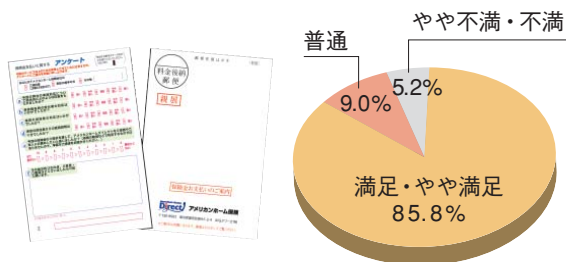
#### ● 保険金支払担当者に対する研修

保険金支払担当者個々が業務に必要となる専門知識を幅広く習得するために、社員の医学知識向上を目的とした医師を講師とした疾病講座や顧問弁護士による判例研究会・保険関連法研修会を定期的開催しています。



## ベストなサービスを提供するための取り組み

当社の損害サービスの質を客観的に評価していただくために、保険金のお支払いのご案内をお送りする際に、ご契約者すべての方にアンケートをお送りし、当社の対応に対する満足度調査を継続的に行っています。アンケートにご回答いただいた内容を保険金支払担当者個々の業務の改善に役立てるとともに、より高品質な損害サービスの提供に引き続き努めてまいります。



調査期間：2007年12月1日～2008年11月30日  
対象保険商品：全商品 回答数：24,074件

## 保険金のお支払いまでの一般的な流れ（病気・ケガの保険の場合）

<p><b>事故の連絡・受付</b></p> 	<p>事故受付センターへ事故の発生状況、病気やケガの状況などをご連絡ください。</p> <p><b>24時間年中無休の事故受付</b></p> <p>入院中などお客様ご本人からのご連絡が難しい場合は、ご家族や代理の方からでも、事故のご連絡を受け付けます。</p>
<p><b>保険金請求書類の案内</b></p> 	<p>お客様から事故のご連絡を受けた後、速やかに専任担当者を決定し、保険金請求に必要な書類をお送りします。</p> <p><b>ご請求手続きのわかりやすさへの取り組み</b></p> <p>損害サービスセンターでは、事故解決までの流れや各種サービスの内容、保険金請求手続き方法などについてわかりやすくご説明します。</p>
<p><b>保険金請求書類の確認</b></p> 	<p>ご返送いただいた保険金請求書類の内容を確認します。書類の内容によっては、関係機関に確認させていただくことがあります。</p> <p><b>ご請求漏れ有無の確認</b></p> <p>保険金のご請求漏れがないかを確認します。</p> <p><b>治療途中の保険金請求も可能</b></p> <p>万一、治療が長引いた場合、治療途中での保険金請求も可能です。</p> <p><b>事故対応の途中経過のご報告</b></p> <p>お客様にご安心いただけるように、進捗状況をお客様のニーズに合わせてご報告します。</p>
<p><b>保険金お支払い額決定</b></p> 	<p>ご請求いただいた事案を審査し、お支払いする保険金の額を決定します。</p> <p><b>商品別に専門チームを構成</b></p> <p>丁寧・迅速で柔軟な損害サービスがご提供できるように、保険商品別に専門チームを構成し、お客様にご満足いただける対応を目指しています。</p> <p><b>検証室の設置</b></p> <p>保険金お支払い内容の妥当性・適切性の検証を行う検証室を設置し、保険金お支払いプロセスのチェック体制を強化しています。</p>
<p><b>保険金お支払い額の案内</b></p>	<p>保険金のお支払い手続き完了後、「保険金お支払のご案内」をお送りします。</p>

## 10 「お客様満足の上昇」への取り組み

アメリカンホーム保険会社では、「常にお客様視点で考え、お客様に信頼され、お客様に選ばれる会社になる」ことを目指し、お客様からお寄せいただいたご意見、ご要望、ご不満などの「お客様の声」を真摯に受け止め、改善に活

かすために様々な取り組みを行っています。また、取り組み内容や、その進捗状況は当社ホームページにて定期的に更新してご紹介しています。

### アメリカンホーム保険会社とお客様とのダイレクトコミュニケーション

アメリカンホーム保険会社は、テレビ、新聞広告、インターネットを通じた、ダイレクトマーケティング（通信販売）という手法により保険を販売しているのが最大の特徴です。資料請求などお問い合わせをいただいたお客様への保険の商品内容のご案内やご契約の手続きをはじめ、保険金お支払いの際のサポートは、アメリカンホーム保険会社が運営して

いるコールセンターや損害サービスセンターのオペレーターにより、主にお電話や郵便などを通じて直接行われています。アメリカンホーム保険会社では、ダイレクトコミュニケーションの機会を大切にして、お客様からのご要望やご意見を商品やサービスの改善に活かしています。

### お客様からお寄せいただいた声を最大限に活かすための活動

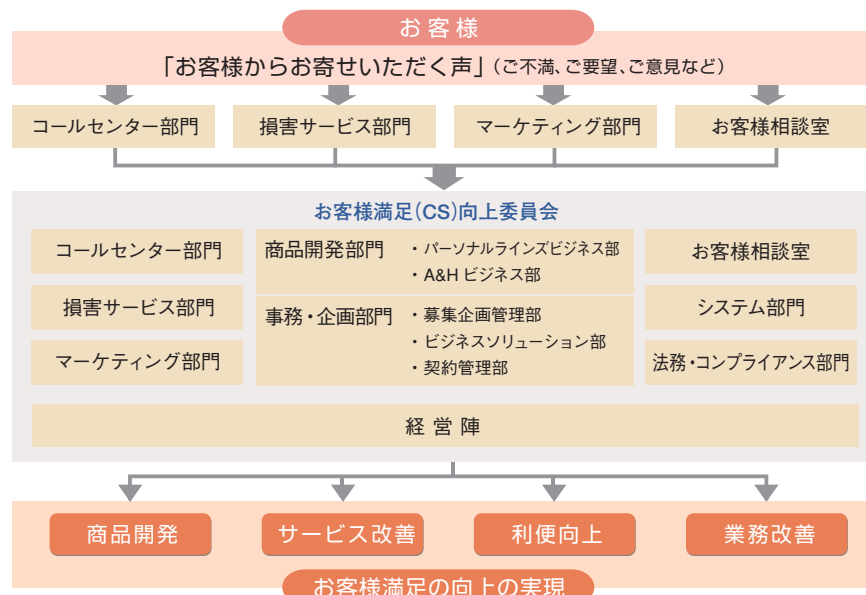
#### ●お客様からお寄せいただいた声に対応する体制

アメリカンホーム保険会社では、保険金のお支払いに関する満足度アンケートやマーケティングに必要なサンプリング調査などの機会を通じてお寄せいただいたご要望やご意見だけでなく、お客様からのお問い合わせの窓口となるコールセンター部門、万一の事故対応を担当する損害サービス部門、ダイレクトメールや広告の作成を担当するマーケティング部門、各種ご相談窓口のお客様相談室など、社内各部門に直接お寄せいただいたご要望やご意見のすべてを「お客様満足(CS)向上委員会」に集約しています。「お客様満足(CS)向上委員会」は、「お客様の声」を受け付ける部門だけでなく、商品開発や事務企画・システム開発を担当する部門など全社横断的なメンバーで構成され、「お客様の声」の内容を分析・検討し、

改善策の立案・提言を行い、業務の改善、サービスの充実、新商品の開発などに反映させる活動を行っています。

**Staff Voice** 「お客様の声には真実がある」  
OS本部 お客様相談室 CS改善チーム

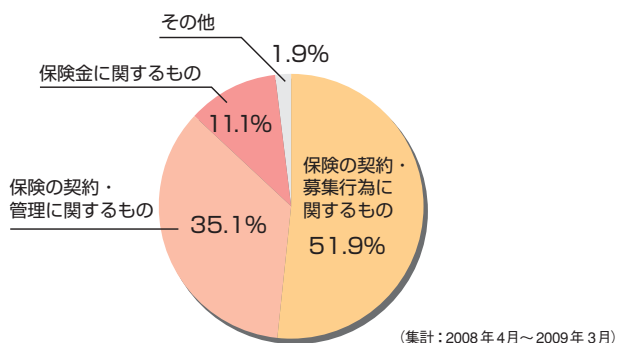
お客様から頂戴した様々な「声」の収集と分析、さらに商品開発やお客様対応業務に関わるすべての部門へ情報を提供し、改善策の提案を行っています。日々の収集、分析を通して、お寄せいただくお客様の声には、社内からは聞くことのできない改善点やビジネスヒントが隠されていることを、改めて実感します。そんな貴重な声を見逃さないために、常にお客様視点を忘れないよう心がけています。





●お客様からお寄せいただいた声を把握する取り組み

2008年4月から2009年3月までの間に「お客様満足(CS)向上委員会」において把握したお客様の声の総数は12,398件となり、内訳は右記のとおりとなりました。



お客様満足向上のための具体的な取り組みと改善例をご報告します

お客様満足向上のために、「CS 向上委員会」において把握したお客様の声の分析結果を踏まえた改善のほか、各部門が取り組んだ事例は以下のとおりです。今年度の実現できなかったことも含めて、引き続き改善に取り組んでいきます。

●お客様からお寄せいただいた声を商品やサービスに反映しました

ご契約お手続き関連



Mac コンピュータをお持ちの方でもご契約手続きが可能になりました。

Mac コンピュータを使っているお客様からのご要望により、新規契約のお申込みおよび契約の更新手続きが可能になり、ホームページに Mac 推奨環境を表示しました。



ファックスでの書類提出をお願いする際、不備に関するご連絡を書面と電話で行うことにしました。

自動車保険のご契約内容変更手続きにおいて、ファックスで送信いただいた書類に不備がある場合は、書面による通知だけでなく、電話によるご連絡も行うことにしました。また、お客様の希望があれば、ファックスが届かなかった場合の電話連絡も行うことにしました。



一部の保険商品で、一般的なお給料日である 25 日以降に保険料を振り替えるようにしました。

医療・傷害保険の保険料振替日において、従来は毎月 6 日と 23 日のみの設定でしたが、一部の商品で 27 日を設けました。

〈対象商品〉

ザ・大人の医療保険 / ザ・大人の医療保険(特別プラン) / ザ・大人の医療保険(入院重点プラン) / みんなのほすピタる(医療総合保険、終身医療保険) / 持病がある方も安心みんなのほすピタる(定期型、終身型)



保険のお申込書の訪問回収手続きのキャンセルを当社コールセンターで承ることにしました。

保険をお申し込みいただく際、お申込書の訪問回収をご希望いただいたお客様から、急遽キャンセルのご連絡をいただいた場合、当社のコールセンターから提携業者に連絡を取る体制を整え、お客様のお手間をかけることがないようにしました。

保険金ご請求お手続き関連



保険金請求方法がわかりにくい項目に関する請求書類を改善しました。

傷害保険などに付帯されている救援者費用等担保特約について、どのような場合に保険金が請求できるかわかりにくいというお客様の声に対し、「救援者費用」の保険金請求書の裏面に保険金請求手順と、お支払い対象項目の説明を記載しました。



自動車事故により車の入替え・廃車となったお客様に対して、お手続き方法をわかりやすく案内しています。

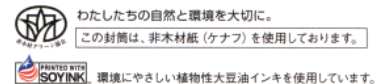
保険金請求のお手続き書類と一緒に「お車の入替・廃車をご検討のお客様へ」と「ノンフリート等級制度についてのご説明」という案内書を同封し、ご契約内容の変更手続きをわかりやすくしました。また、説明書にご契約内容の変更に関するお問い合わせ先（コールセンター）も掲載し、お客様の疑問点や実際のお手続きにお応えする窓口を一目でわかるようにしました。

環境問題への取り組み



環境問題に配慮した取り組みを行っています。

当社では、一部の印刷物を大豆油インキ「SOY INK」で印刷しています。また、一部のパンフレットを封入している封筒は、非木材グリーン協会認定の非木材紙（ケナフ）を使用するなど、環境保護、資源保護に少しでも貢献できるよう取り組んでいます。



# 保険会社の運営に関する事項

## 1 日本における経営管理・ガバナンスの体制

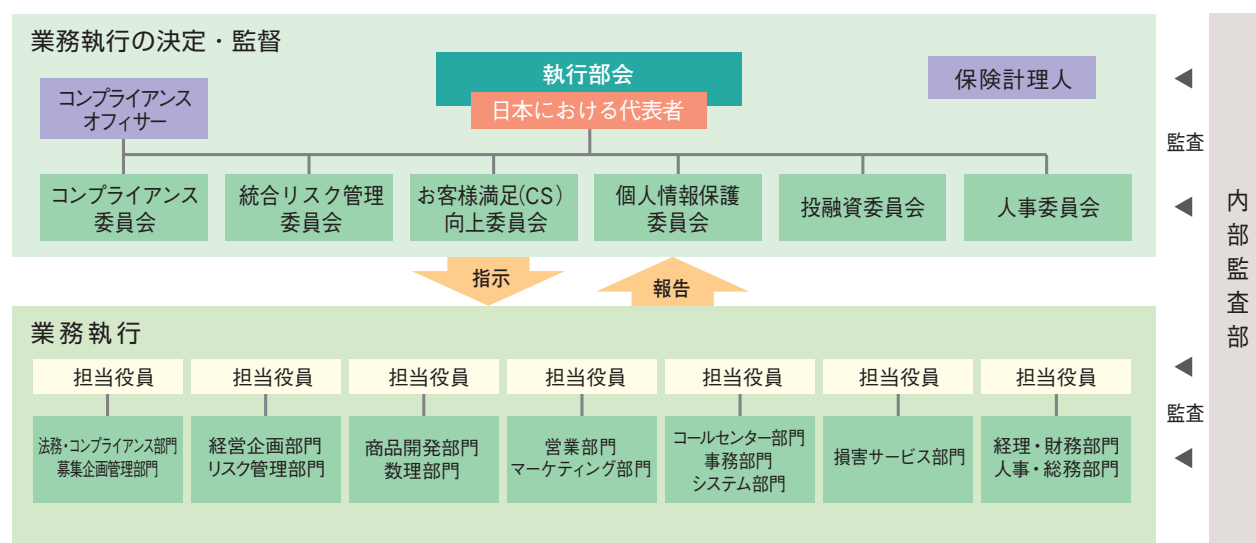
アメリカンホーム保険会社は、米国ニューヨーク市に本社を置く外国保険会社です。日本では、1960年に損害保険の事業免許を取得して以来、半世紀にわたり事業を展開しています。1982年には日本で初めて傷害保険の通信販売を開始し、さらに1997年には日本で初めてリスク細分型自動車保険の販売を開始するなど、現在に至るまで日本の保険ビジネスにおけるダイレクトマーケティングのパイオニアとして、個人のお客様向けの損害保険商品を通信販売によりご提供する事業を展開しています。

日本支店における経営管理・ガバナンスの体制については、日本における代表者<sup>\*</sup>をはじめとする日本支店の主要なメンバーで構成される執行部会を経営上の重要事項や業

務執行の決定を行う機関とし、さらに執行部会のもつ業務執行に対する監督機能を補完するために、執行部会の下部機関として各種委員会を設置しています。こうした体制を通じて、執行部会のもつ業務執行の決定・監督の機能と日本における代表者の業務執行の機能を分けることにより、適切なガバナンスを確保するよう努めています。また、業務執行の決定機関である執行部会、執行部会の監督機能を補完する各種委員会、業務執行にあたる各部門については、それぞれ内部監査部が独立した立場から内部監査を行う体制としています。

<sup>\*</sup>日本における事業は、金融庁から外国損害保険業免許を取得し、日本における支店として行っていますが、同時に2006年5月に施行された会社法に定義された外国会社にあたります。外国会社については日本における代表者をおくことが定められています。

### 経営管理・ガバナンスの体制



### 内部監査体制

当社では、業務執行から独立した日本における代表者直属の内部監査部が、すべての会社業務機能を対象に内部監査を実施し、内部統制機能の適切性及び有効性を検証・

評価し、結果を経営に報告することにより、業務の健全かつ適正な運営を確保することとしています。

## 2 CSR (企業の社会的責任) に対する考え方と取り組み

アメリカンホーム保険会社のビジョンは、「常にお客様視点で考え、お客様に信頼され、お客様に選ばれる会社になる」ことです。そして、お客様に質が高く、魅力のあるサービスと最高の利便性を提供するとともに、損害保険における通信販売のリーディング・カンパニーとして広く社会から信頼される企業であり続けることを目指しています。ビジョンを実現するために、わたしたち役職員すべては、損害保険事業のもつ高い社会性と公共性を認識し、コンプライアンスを徹底しています。

また、当社が事業活動を行うにあたって人権を尊重することはCSRの大切な要素です。当社では、個人の多様な価値観や個性を尊重し、人種・宗教・性別・国籍・年齢・その他の事由にもとづくあらゆる差別的な行為を禁止するとともに、

人権意識の啓発と向上に努めています。そして、当社の事業活動に関わる様々な利害関係者との円滑なコミュニケーションを通して、地域・社会・環境への責任を果たしていくことが大切であると考えています。

アメリカンホーム保険会社では、東京本社（錦糸町）や沖縄・富山のコールセンターの地元地域への貢献とコミュニケーションを深めるためのさまざまな取り組みを行っています。また、印刷物の一部を大豆油インキ（“SOY INK”）で印刷したり、パンフレットを封入している封筒の一部を非木材グリーン協会認定の非木材紙（ケナフ）を使用したりするなど、環境や資源の保護という視点から当社のビジネスが環境に及ぼす影響を削減させるための取り組みを行っています。

## 3 内部管理態勢の強化について

アメリカンホーム保険会社では、業務を適正かつ効率的に運営し、保険募集の公正を確保するために、コンプライアンスの推進ならびにリスク管理の徹底を通して、適切な内部統制を確保するための管理態勢の整備と強化に取り組んでいます。

具体的には、「内部統制システム構築の基本方針」にもとづき、内部統制の有効性を確保し、企業価値を向上させるべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っています。

### 内部統制システム構築の基本方針

アメリカンホーム保険会社（以下、「当社」という）は、執行部会において内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり決定し、この方針に基づき、内部統制の有効性を確保し、企業価値を向上させるべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っていきます。

#### (1) 役職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（コンプライアンスの体制について）

- ① 当社の役職員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を維持し確立するために、法令等遵守の基本方針として行動指針を定め、役職員に周知徹底する。
- ② 当社の役職員がコンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、事業年度毎の具体的な活動計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、社内研修等を通じて当社の役職員のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図る。
- ③ 法令等遵守およびコンプライアンス・プログラムの実施態勢を確立するため、コンプライアンスオフィサー、コンプ

ライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、各部門にコンプライアンス担当者を配置する。コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス・プログラムを推進し、コンプライアンスオフィサーは定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を執行部会に報告する。

- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに係る問題を早期に発見し、適切な対処を行うため、内部通報制度を設け、通報者が直接に報告や相談ができる相談窓口を社内および社外に設置する。また、通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定め、その利用方法を役職員に周知する。
- ⑤ 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。
- ⑥ 内部監査に係る規定を定めるとともに、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、客観的な立場で当社の法令等遵守の態勢について内部監査を実施し、定期的に、あるいは必要に応じて、内部監査の実施結果を経営に報告するとともに、改善を促す。



## (2) 業務に係る情報の保存および管理に関する体制 (情報管理の体制について)

- ① 文書等の保存に係る規定を定め、執行部会の議事録や決裁の記録等、業務に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および当該規定に従って適切に保存および管理する。
- ② 情報資産の管理に係る規定を定め、情報資産は法令および当該規定に従って適切に保存および管理する。また、個人情報保護の体制を確実にするために、個人情報保護管理責任者および個人情報保護委員会を設置し、社内研修等を通じて個人情報保護に対する意識の定着と運用の徹底を推進する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制 (リスク管理の体制について)

- ① リスク管理方針および管理規定を定め、当社の事業活動に係るリスクを適正かつ効率的に管理する。
- ② 会社全体のリスク管理を統括する部門を設置するとともに、各種のリスク分野毎に主管部門を定め、事業活動に伴う様々なリスクを管理する。また、会社全体のリスクを統合的かつ総合的に管理するために、統合リスク管理委員会を設置し、全社横断的にリスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 大規模災害、基幹システムの停止等、当社の事業に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合に備え、緊急事態への対応に係る規定や事業継続計画をあらかじめ定め、迅速かつ適切な対応と損失および事業停止期間の最小化を図るための体制を整備する。

## (4) 業務が効率的に行われることを確保するための体制 (業務の執行に係る権限と管理の体制について)

- ① 当社の役職員が職務の執行を効率的に行うための体制を確保するため、組織権限規定、職務分掌規定、決裁権限規定、その他の社内規定を定める。
- ② 米国本社の決定した方針に基づいて当社の全般的な業務執行および重要な業務の遂行に係る意思決定を行う機関として、執行部会を設置する。
- ③ 執行部会は毎月2回、あるいは必要に応じて臨時に開催し、執行部会規定に従い、法令等で定められた事項、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定する。

- ④ 執行部会構成員は、執行部会で決定した中期および事業年度毎の経営計画に基づき業務を執行し、必要に応じて、計画の進捗や業務執行の状況を執行部会に報告する。
- ⑤ 各部門は、担当執行部会構成員の指揮の下、社内規定に定められた各組織、各階層における責任と権限に基づき、業務を遂行する。また、各部門は、自らが行う業務や管理が、社内規定等に従って適切に行われているかを確認するために、定期的に自主点検を実施する。
- ⑥ 内部監査部門は、各部門の業務や管理が、法令や社内規定等に従い、適正かつ効率的に行われているかについて内部監査を実施し、定期的に、あるいは必要に応じて、内部監査の実施結果を経営に報告するとともに、改善を促す。

## (5) 財務報告の適正性を確保するための体制 (財務報告に係る管理の体制について)

財務報告の適正性を確保するための体制、および保険業法等の関連法令に基づく情報開示を適切に行う体制を整備する。

## (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制 (AIGグループに属する他社との連携体制について)

- ① AIGグループの基本思想、理念および経営ビジョンを共有し、コンプライアンスの徹底を図るために、AIGグループ会社共通の「AIGカンパニーズ行動規範」を役職員に周知徹底する。
- ② 法令違反その他のコンプライアンスに係る事項について、当社の役職員がリージョナル・チーフコンプライアンス・オフィサーまたは「AIGコンプライアンス・ヘルプライン」に直接に報告または相談を行うことができる体制を整備する。
- ③ AIGグループ内で開催される各種会合に参加し、グループの経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の各分野において、当社の業務の適正を確保し強化するために必要な情報の共有を行う。
- ④ AIGグループに属する他社との取引、業務提携、新規事業等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を十分に検討し、不適切な取引の発生を防止する。



## 4 リスク管理の体制

規制緩和と自由化の進展により保険会社を取り巻く経営環境は大きく変化し、保険会社が直面しているリスクはますます多様化・複雑化しています。こうした環境のもと、アメリカンホーム保険会社では、経営上のリスクに的確に対応し、適切かつ効率的な業務運営を確保しつつ、健全な経営基盤の維持・強化を図るために、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、その体制の充実と実効性の向上に努めています。

### (1) リスク管理の基本方針

当社では、様々なリスクを的確に把握し適切にコントロールするために、統合リスク管理方針を制定し、リスク管理の目的、管理対象リスク、管理担当部門、管理方法、報告・モニタリングの方法などを定めています。

### (2) 統合リスク管理

当社は、各部門単位のリスク管理の状況を会社横断的かつ総合的に管理するために、統合リスク管理委員会を設置しています。同委員会は、個々のリスクの管理担当部門が把握・分析・評価した結果にもとづいて個々のリスクの管理状況をチェックするとともに、会社全体に影響を及ぼすリスクに対する予防的対策や対応措置の検討や指示を行います。また、経営の健全性確保の観点からは、ソルベンシー・マージン基準にもとづいて算出した個々のリスクのリスク量を合算した総リスク量の限度額やアラームポイントを設定しています。総リスク量がそれらと比較してどのような状況にあるかをモニタリングすることにより、保有する総リスク量が実質自己資本に対して過大とならないよう、またソルベンシー・マージン比率を適正な水準に維持できるよう管理しています。

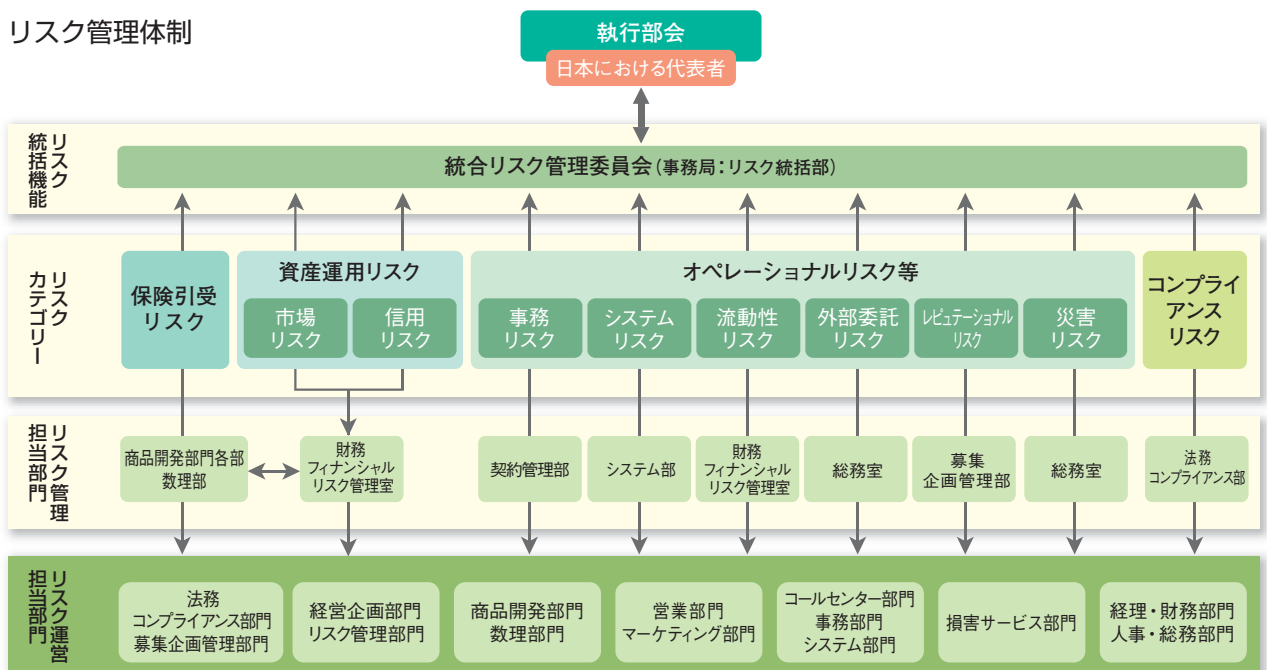
### (3) リスク管理体制

各リスク管理担当部門が把握・分析・評価した結果は、統合リスク管理委員会に定期的に報告されます。統合リスク管理委員会は、それらを会社横断的かつ総合的に把握し、経営陣が経営上のリスクに適時・適切に対応できるよう、執行部会構成メンバーが参加する体制としています。

### (4) リスク管理の方法

当社では、管理の対象とするリスクそれぞれの特性に応じた管理の指標や手法を定めています。リスク量を計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、可能な限り定量指標を用いた管理を行うとともに、計量化方法の高度化・精緻化に取り組んでいます。計量化が困難あるいは計量化に至っていないリスクについては、リスクの状況を定性的に把握し、リスクが顕在化しないよう、また顕在化した場合には速やかに対応することで、リスクの回避・抑制に努めています。

リスク管理体制



## 管理対象リスク

リスクカテゴリー		内 容
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなど、保有する資産・負債の価格が、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により変動し損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク
オペレーショナル リスク等	事務リスク	手続に定められたとおりに事務処理を行うことを怠る、過失を犯す、あるいは不正を働くことなどにより、または、実務規定の整備が不十分、あるいは規定する業務プロセス自体に不備があることに起因して不適切な事務が行われることにより、お客様に損失が発生するリスクおよび損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正使用等により損失を被るリスク、および情報セキュリティの不備によるお客様や会社に関する情報の毀損、漏えいにより損失を被るリスク
	流動性リスク	保険料収入の減少、大量・大口解約に伴う支出、巨大災害での資金流失等により資金繰りが悪化し、資金の確保に支障をきたす資金繰りリスクと、市場の混乱等により取引ができない、あるいは通常よりも著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスク
	外部委託リスク	社外に委託している業務に関して、当社の業務の適切な運営または適正な品質を確保できなくなる事態が生じることにより損失を被るリスク
	レピュテーション リスク	マスコミ報道・風評等に起因して、会社の信用やブランド価値等が悪化し、契約の減少・解約の増加といったお客様離れや会社の業績に悪影響が生じる等の事態が発生することにより損失を被るリスク
	災害リスク	予測を超える自然災害、不慮の事故、テロ等による非常災害に対する予防・減災対策や危機対応体制が整備されていないことにより事業の継続が困難になるリスク
コンプライアンスリスク		法令等違反、不適切な契約締結等に起因して損失を被るリスク、および法令等違反行為により、会社が行政や司法による処分・制裁を受けることにより損失や信用の低下を被るリスク

### 保険引受リスク

適正かつ的確な保険契約の引受を行うための引受基準および引受権限を保険種目ごとに定めるとともに、損害率等を中心に収支の状況を定期的に把握・分析し、必要に応じて商品の改廃や料率・引受基準の見直しを行っています。加えて、内部監査部が行う内部監査や保険引受部門による点検により、各部門が基準や権限に沿って引受を適切に行っているかを定期的に確認しています。また、適正な責任準備金や支払備金を積み立てるとともに、再保険を利用して保険引受の集積リスクの分散と当社が保有する保険引受リスクの軽減を図っています。

#### (再保険について)

再保険とは、保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁する仕組みで、保険会社間で行う保

険取引です。当社が再保険を利用して他社にリスクを転嫁する場合（出再）には、再保険会社の倒産などにより再保険金が回収不能とならないよう個々の出再先の信用力を確認するとともに、特定の再保険会社に過度のリスクが偏らないよう出再先の分散を図っています。例えば、代表的な集積リスクの「地震災害リスク」については、傷害保険では特約再保険による出再を行っています。また、火災保険と同時に引き受ける地震保険では日本地震再保険株式会社に出再し、さらに再々保険として損害保険会社各社と日本の政府に出再しています。一方、当社が再保険の引受を行う場合（受再）には、リスクの内容・保険金額・再保険料（率）・再保険手数料・受再したリスクの出再による危険分散の方法などを慎重に判断して引受の可否を決定しています。

## 資産運用リスク

保有する資産の価値の変動や運用資産の管理が適切に行われていないことなどに起因した損失の発生を回避・抑制するために、市場リスク・信用リスクの管理を行い、健全な資産運用に努めています。また、保険期間が長期の医療保険の増加という負債特性の変化を踏まえ、資産と負債を総合的に管理する取り組みを行っています。

### 〈市場リスク〉

市場リスクの主なリスクファクターである金利リスク、価格変動リスク、為替リスクについて、個々にリスクの状況を把握・管理するとともに、金利、為替、株価などの異なるリスクを可能な限り統一的な尺度で把握して市場リスク全体を総合的に管理するために、ベース・ポイント・バリュウ（BPV）を用いた感応度分析やバリュウ・アット・リスク（VaR：予想最大損失額）の計測を行っています。VaRについては一定のリスク・リミットやアラームポイン

トを設けて、市場リスク全体のリスク量が過度に大きなものにならないよう管理しています。また、VaRは通常の金融市場環境を前提にして計測するものであるため、VaRを補完するものとして、予想を超える金利、為替、株価の変動を想定した場合の損失額を把握するストレステストを実施しています。これらの計測結果は、投融資委員会ならびに統合リスク管理委員会に定期的に報告され、経営陣が市場リスクの状況を定期的にモニタリングする体制としています。

### 〈信用リスク〉

資産の健全性を確保するために資産の自己査定に関する規定を制定し、自己査定基準と体制を明確にするるとともに、定期的実施する自己査定結果にもとづいて適切な引当・償却を行っています。

## オペレーショナルリスク等

オペレーショナルリスクは、当社の業務に多種・多様に内在する特性をもつリスクです。当社では、以下のリスクを統合リスク管理の対象リスクとしています。また、毎年1回、会社のビジネスに影響を及ぼす可能性のある重要なリスク項目の洗い出しと評価を実施し、対策をとる必要があるリスク項目への対応計画を策定することにより、リスクの軽減または解決に取り組んでいます。

### 〈事務リスク〉

各種規定類や事務処理マニュアル等を整備するとともに、各部門が実施する自主点検などを通じて事務管理や業務処理の水準の維持・向上に取り組んでいます。また、各部門で発生した事務ミスやトラブルに起因した事務事故の報告ルールを定め、情報を社内でも共有し再発防止を図るとともに、必要に応じてミスの原因となった手続きや手順を見直すことにより、事務リスク顕在化の未然防止とリスク抑制に努めています。

### 〈システムリスク〉

万一のシステム障害の発生に備えて主要なシステム機器・ネットワーク構成・通信回線を二重化しているほか、セキュリティIDによる入退室管理、アクセス制御によるコンピュータ使用管理などの諸対策の実施を通じて、システムの安全確保と情報資産の保護に努めています。また、システム監査等により、それらの状況を定期的にモニタリングしています。

### 〈流動性リスク〉

日々の資金繰りを管理するほか、将来のキャッシュ・フ

ローの予測を行い、巨額の保険金支払いなどが発生した場合でもそれに対応できる流動性のある資産を十分に確保するように努めています。

### 〈外部委託リスク〉

適切な外部委託を実施するために、委託決定と委託先の選定・評価・契約を行う際に必要な事項を社内規定に定めています。特に、お客様情報を含む業務を委託する委託先については、委託先を選定・評価するための当社独自の基準を設け、個人情報の安全管理措置の実施状況を十分に確認したうえで委託を行っています。また、委託先に対する定期的なモニタリングを実施し、外部委託リスク顕在化の未然防止とリスク抑制に努めています。

### 〈レピュテーションリスク〉

当社あるいは当社の業務に関わる情報を適時・適切に発信または開示することを通じて経営の透明性を高めるよう努めています。また、当社あるいは当社の業務に関わる風評やその拡大につながる恐れのある事態が発生した場合の報告や対応を明確にすることにより、リスクの軽減および拡大防止に備えています。

### 〈災害リスク〉

地震などの大規模な自然災害に備えた災害対策ガイドラインのほか、感染症の発生に備えたガイドラインを整備しています。特に、災害対策ガイドラインについては、首都直下地震の発生を想定し、東京本社（錦糸町）の機能が停止した場合の事業継続計画（Business Continuity Plan）として策定されています。

## コンプライアンスリスク

当社では、法務的なリスクの発生を防止・軽減するために、契約書の事前審査および個別案件のリーガルチェックを行う体制としています。また、コンプライアンス研修の実施やコンプライアンス・ニュース発行

等による啓発活動を通じて、コンプライアンス違反の未然防止に努めています。さらに、法律上の問題などについては、弁護士との連携等を通じてリスクの軽減・抑制を図る体制としています。

## 5 資産の運用

当社は、収受した保険料等について、保険金支払いの備えとして重要であることから、その運用にあたっては、安全性および流動性に留意しつつ、外部のアドバイスも参考にしながら効率的に運用を行っています。

2008年度は、安全かつ安定的な収益を確保すべく、海

外格付会社から「A」以上の格付を取得している債券を中心に資産運用を行い、1,246百万円の利息及び配当金収入を確保しました。運用資産は、2009年3月末現在で66,609百万円です。

## 6 責任準備金の積立の適切性を確保する体制

アメリカンホーム保険会社では、責任準備金が健全な保険数理にもとづいて積み立てられていることを確認するため、日本における保険計理人が、社団法人日本アクチュアリー会の「損害保険会社の保険計理人の実務基準」※1に従い、責任準備金が適正に積み立てられていること、また、普通責任準備金および払戻積立金が将来の保険債務の履行に支障を来すおそれがあると認められない水準であることを確認しています。

特に、第三分野保険に属する医療総合保険等の保険期間が長期の医療保険については、医療制度の変更や新型インフルエンザの流行といった環境変化の影響を受けやすく長期的な不確実性を有していることから、将来のリスクに備え十分な責任準備金を確保することが求められています。当社では、これらの保険種目につきまして、過去の保険金発生率の推移をもとに、統計的な手法を用いて合理的に将来の保険金発生率を予測し、保険金発生率が通常の予測を超

える場合であっても、現在の責任準備金で賄うことが可能な水準であることを確認しています※2。

これらにより、責任準備金が適正に積み立てられ、また十分な金額が確保されていることを確認しており、責任準備金および危険準備金を追加で積み立てる必要性は生じていません。

※1「損害保険会社の保険計理人の実務基準」は、法令に従い社団法人日本アクチュアリー会が作成し、金融庁が認定した基準です。

※2 具体的には、平成10年大蔵省告示第231号にもとづき社内規定を設けて、保険期間1年超の長期第三分野保険についてのストレステストを実施しており、以下に示す①が②を下回らないとき、「保険金発生率が通常の予測を超える場合であっても現在の責任準備金で賄うことが可能な水準である」と判断しています。

- ① 責任準備金の基礎となっている予定保険金発生率にもとづく、将来10年間の保険金推定額
- ② 実績保険金データを基礎として算出した、99%の信頼度でカバーされる保険金発生率にもとづく将来10年間の保険金推定額



## 7 コンプライアンス (法令等遵守)

企業の社会的責任がますます重要視されるなか、アメリカンホーム保険会社では、損害保険事業のもつ高い社会性と公共性を認識し、社会から要請される企業倫理を守り、「常にお客様視点で考え、お客様に信頼され、お客様に選ばれる会社になる」というビジョンの実現に向けて、コンプライアンスの徹底に努めています。

### コンプライアンス (法令等遵守) の体制

#### ● コンプライアンスの基本方針&行動指針

当社は、コンプライアンスを経営の重点方針に掲げ、当社の役職員一人ひとりが日常においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準をまとめた、「アメリカンホームコンプライアンス基本方針&行動指針」を策定し、役職員への周知徹底を図っています。

#### ● コンプライアンス推進組織体制

当社では、コンプライアンスを推進するために、コンプライアンスオフィサーに営業推進部門から独立した立場の者を任命するとともに、コンプライアンスに関連する諸問題を部門横断的な観点から検証するコンプライアンス委員会を設置しています。また、法務・コンプライアンス部に会社全体のコンプライアンスに係る教育・研修や内部管理態勢の点検・指導を担当する専任者を置くとともに、コンプライアンスオフィサーが部門ごとにコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンスオフィサーの指示のもと各部門の社員に対してコンプライアンスの重要性を周知徹底する体制としています。

#### ● コンプライアンス・プログラムの策定・実行

当社におけるコンプライアンスの推進は、事業年度ごとの具体的な活動計画であるコンプライアンス・プログラムに沿って実施されます。コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンスオフィサーが主催するコンプライアンス委員会において策定され、執行部会の承認を受けて実行されます。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を定期的にモニタリングし、執行部会に報告しています。

#### ● 役職員のコンプライアンス意識の醸成

日々の業務において役職員が守るべき法令や企業倫理などを具体的にまとめたコンプライアンス・マニュアルを策定し、この内容を浸透させることで役職員のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図っています。また、日々の業務のなかでのコンプライアンスの実践を徹底するため、法務・コンプライアンス部と各部門のコンプライアンス担当者が連携して、コンプライアンスに関する各種研修をはじめとする全役職員の教育啓発に取り組んでいます。具体的には、社内イントラにコンプライアンス関連の情報が一覧できるページを設け、「アメリカンホームコンプライアンス基本方針&行動指針」、コンプライアンス・マニュアルをはじめ業務に関連する法令等を随時閲覧できるようにしているほか、各部門のコンプライアンス担当者が四半期に一度以上コンプライアンスセミナーを開催しています。また、コンプライアンスに係るトピックを取り上げたコンプライアンス・ニュースを定期的に発信したり、すべての役職員を対象にコンプライアンス・クイズを実施するなどの活動を行っています。

#### ● お客様から寄せられる苦情の検証

さらに、当社では、お客様から社内各部門に寄せられる様々なご指摘や苦情を法務・コンプライアンス部で検証する体制をとっており、不正・違法行為等の問題事案の早期発見ならびにコンプライアンスの徹底に努めています。

### コンプライアンス基本方針

アメリカンホーム保険会社(以下、「当社」という)は、「常にお客様視点で考え、お客様に信頼され、お客様に選ばれる会社になる」という当社のビジョンの実現を目指すために、企業の社会的責任として公正かつ適正な事業活動が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、社会の構成員として求められる価値観・倫理観によって誠実に行動することを最優先します。当社は、当社の役職員が、日常においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準を「コンプライアンス行動指針」に定め、法令やルールに基づいて公正かつ適正な事業活動を行っていきます。



## コンプライアンス行動指針

### 1. 法令やルールの遵守

この行動指針をはじめ、法令、社内の規則・規定等を厳格に遵守し、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

### 2. お客様や取引先との取引に係る責務

#### (1) 適法・公正な取引の実施

取引に関連する法令を遵守し、法令違反となる取引は実施しません。また、取引上の立場を利用して相手方に不公正な取引を求める行為を行いません。

#### (2) 公正かつ自由な競争の実践

公正かつ自由な競争を行い、すべてのお客様に公平に接し、お客様ニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの開発、提供に努めます。

#### (3) 知的財産権の尊重

著作権、商標権、特許権その他の知的財産権を尊重し、許諾を得ぬまま使用したり、所定の目的以外に使用したりしません。

#### (4) 契約の遵守

締結された契約を適正に履行するために必要な事項を誠実に実施します。

#### (5) 架空取引・背任の禁止

会社のための業務の遂行にあたり、業務で使用する帳簿・書類等に架空の取引を記載する、あるいは改ざんする等の行為は行いません。また、自己または第三者の利益を図り、会社に損害を与える行為は行いません。

#### (6) 窃盗・私文書偽造の禁止

会社、取引先、お客様等が保有・管理している物品、書類その他の情報を窃取する行為、契約書および重要文書等の権利義務に関する文書を偽造する行為または印影の不正使用を行いません。

### 3. 情報の取扱いに係る責務

#### (1) 適正な情報管理

業務上入手した情報は、社内の規則・規定等に則り、適正に管理します。特に、個人情報およびお客様の情報については、法令等の定めおよびその精神に従い、厳重に管理し、取得目的以外の利用は行いません。

#### (2) 適切な情報開示・説明

財務内容や事業活動の状況等の経営情報を適時・適切に開示するとともに、会社の経営理念および経営方針を明確に伝え、消費者や事業に関わる利害関係者等との相互理解や信頼の向上に努めます。

#### (3) 正確な情報・記録の作成

適切な情報開示・説明を行うために、経営情報や会計処理に係る情報や記録の作成は正確に行います。故意に事実と異なるように操作する等の不正処理は行いません。

#### (4) インサイダー取引(内部者取引)の禁止

業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

### 4. 企業市民としての責務

#### (1) 反社会的勢力との関係断絶

反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨み、断固として拒

否します。また、犯罪収益によるものと思われる疑わしい取引に適切な対応をとることにより、資金洗浄(マネーロンダリング)の防止に努めます。

#### (2) 政治献金等に関わる法令・規制の遵守

政治献金や各種団体等への寄付、公務員(みなし公務員および外国公務員も含む、以下同じ)と同席する飲食または贈答などを行う際は、関連する法令・規制を遵守し、正規の方法以外の行為は行いません。

#### (3) 接待・贈答等の制限

業務上の立場を利用して金品その他の不正な利益を得ることや、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行ったり、受けたりしません。

#### (4) 公私のけじめ

業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動します。

#### (5) 人権の尊重・差別の禁止

人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、思想、信条、宗教、身体的なハンディキャップの有無等による非合理的なあらゆる差別を行いません。

#### (6) 社会貢献および環境への配慮の実践

企業が社会の中で持続・発展し得る存在であることを自覚し、地域・社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。また、省エネルギー、省資源、廃棄物削減、リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。

### 5. 社員への責務

#### (1) ハラスメントの禁止

性的嫌がらせまたは性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為、また、暴力、罵声、誹謗・中傷、威迫、妨害、強要、無視等のあらゆるハラスメント行為を禁止します。

#### (2) 職場の安全衛生・健全な環境の維持

労働関係法令および労働協約等を遵守し、安全で衛生的な職場環境の整備に努め、働きやすい健全な職場環境の維持に努めます。また、社員の人権・個性・多様性を尊重し、公平・公正な人事を行います。

#### (3) 内部通報者の保護

この行動指針のほか、法令、社内の規則・規定等に対する違反等不適切な取扱いや社会正義に反することについて、内部通報制度を利用して報告・相談した役員に対し、通報したことを理由に一切の不利益な取扱いを与える行為を禁止します。

### 6. 経営上の責務

#### (1) 的確な危機対応の実行

事業活動を行う中で社会的に重大な問題が発生したときは、その事実・原因を迅速かつ正確に把握し、適切な対応措置および再発防止策を講じるとともに、お客様や取引先等の利害関係者や社会に対して的確に情報を開示し、説明責任を果たすことに努めます。

#### (2) 周知徹底と指導の実践

経営陣は、この「コンプライアンス行動指針」に則ってコンプライアンスが実践されることが自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、その周知徹底と遵守のための指導に努めます。

## 反社会的勢力による被害を防止するための体制

アメリカンホーム保険会社は、当社の社会的責任を果たすため、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）との関係を遮断し排除していくことは、必要かつ重要であることを認識しています。また、反社会的勢力との関係を遮断

し排除していくことは、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性および健全性の確保のためにも不可欠であることも認識しています。

そこで、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を以下のとおり定めています。

### 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

1. 反社会的勢力による不当要求は、日本における代表者等の経営陣以下、組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力による不当要求に対応する社員の安全を確保する。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
4. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたず、不当要求は拒絶する。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
6. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や社員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を行わない。
7. 反社会的勢力への資金提供は行わない。

## 利益相反管理体制

アメリカンホーム保険会社は、当社または当社のグループ会社とお客様の間、ならびに、当社または当社のグループ会社のお客様相互間における利益相反のおそれのある

取引に関し、法令等および以下の利益相反管理方針に従い、お客様の利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行します。

### 利益相反管理方針

#### 1. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）

当社は、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもと、当社または当社のグループ会社が利益を得ている状況が存在すること
- ② 上記①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

#### 2. 対象取引の特定等

当社は、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様との取引を行う部門から独立した利益相反管理統括者および利益相反管理部門により、適切な特定を行います。

利益相反管理統括者による対象取引に該当するか否かの特定は、お客様から頂いた情報等個別具体的な事情を踏まえて行いますが、例えば以下の①②のような取引は、対象取引に該当する可能性があります。

- ① お客様と当社または当社のグループ会社の利害が対立する取引
- ② お客様と当社または当社のグループ会社の他のお客様との利害が対立する取引

#### 3. 利益相反管理体制および管理方法

当社は、適正な利益相反管理の遂行のため、当社に利益相反管理統括者および利益相反管理部門を設置し、対象取引の特定および管理を一元的に行います。

また、対象取引の管理は、以下に掲げる方法その他の措置を利益相反の特性に応じ選択し、または組合わせて講じることにより行います。

- ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する。
- ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する。
- ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する。
- ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する。

#### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社のグループ会社であるエイアイユー インシュアランスカンパニー、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（アリコ）、AIGエジソン生命保険株式会社、エイアイジー・スター生命保険株式会社などが利益相反管理の対象となります。

## 8 お客様情報保護の管理体制

アメリカンホーム保険会社では、お客様情報の保護を図り、お客様情報を適正に取り扱うために、個人情報保護の管理体制の整備・強化に継続的に取り組んでいます。

### (1) お客様情報保護の基本方針

当社の個人情報保護の基本方針として「プライバシーポリシー」を公表するとともに、基本方針に定めた内容を実践し、お預かりしたお客様情報の保護を図るため、お客様情報の適正な管理および業務への利用等に係る事項を社内規定に定め、お客様情報の適正な取り扱いに努めています。

### (2) 個人情報保護の推進体制

当社では、個人情報保護法をはじめ、金融庁の金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の関連法令

等を遵守し、社内の個人情報の保護および安全管理措置の推進を図るため、個人情報保護管理責任者に執行部会メンバーを充てるとともに、個人情報保護委員会を設置し、個人情報保護の管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

### (3) 委託先における個人情報の保護

さらに、当社では、お客様情報を含む業務を当社外に委託する場合の個人情報の保護を確実にするため、外部委託の管理に関する規定と委託先を選定・評価するための当社独自の基準を定め、委託先における個人情報の安全管理措置の実施状況を定期的に確認しています。

## プライバシーポリシー

アメリカンホーム保険会社（以下「当社」という）は、皆様にご信頼いただき、選んでいただける保険会社となるため、皆様の大事な個人情報の保護を重要な社会的責務であると認識しています。

当社は、「個人情報の保護に関する法律」その他の規範を遵守するための諸規程を作成して、役職員に遵守させています。具体的には、以下の基本方針にもとづき、皆様の個人情報の保護に取り組んでまいります。

### 1. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

### 2. 収集する個人情報の種類

当社は、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

なお、当社では、お電話や書面などの通信手段によりご提供された情報（音声を含む）を記録あるいは保存させていただく場合があります。

### 3. 個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ① あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ② 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合
- ③ ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ④ 再保険の手続きをする場合
- ⑤ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥ その他法令に根拠がある場合

次ページへ続く ▶

#### 4. 個人情報の管理方法

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な処置を講じています。また、法令などにより要請される、組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えいなどを防止するため、万全を尽くしています。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

#### 5. 個人情報の開示、訂正等、利用停止等

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、消去）のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務に支障のない範囲内で対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。

これらの具体的なご請求手続きについては、当社のホームページをご参照いただくか、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 6. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱いについてのご意見は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。適切に対処いたします。

また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか当社のホームページなどに掲載し、公表いたします。

#### 7. 個人情報に関するお問い合わせ先

アメリカンホーム保険会社 個人情報お問い合わせ窓口

〒130-8562 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト21階

TEL / 03-3624-2571 受付時間 / 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

なお、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人外国損害保険協会 (<http://www.fnlia.gr.jp/>) 事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7階

TEL / 03-5425-7854 受付時間 / 9:00～17:00（但し12:00～13:00および土日祝祭日を除きます。）



## 9 人材の育成と活用の取り組み

アメリカンホーム保険会社では、「常にお客様視点で考え、お客様に信頼され、お客様に選ばれる会社になる」というビジョンを実現するために、様々な形で人材の育成と活用に取り組んでいます。

### (1) 当社が目指す社員像

「倫理観に富み、高い専門性と豊かな国際感覚を発揮し、お客様志向の意識をもって創造的に業務を遂行するとともに、挑戦意欲に溢れ、チームワークにより高い成果を生み出すことができる人材」を育成することを目標としています。

### (2) 社員のキャリア形成

プロフェッショナルとしてのスキルを身につけた人材を育成するために、社員の自立的なキャリア形成のための教育や研修のプログラムを用意しています。社員は、各自の能力開発プランにもとづいて、それらの中から必要なプログラムを主体的に受講することができます。また、会社が認定した資格を取得した際に受験料や奨励金を支給し、社員の自己啓発を支援しています。

### (3) 目標管理と人事評価

社員個人の成長と目標の達成への意欲的な取り組みを促進するために、担当する仕事(職務)の内容によって職務等級を設定し、年齢・性別、社歴の長さなどに関係なく、仕事に対する成果と能力を正確に見極め、公平で透明性の高い評価を実現するよう努めています。評価は、納得性の高い評価を実践するために、年度ごとに目標を設定し、定期的にレビューを行い、結果は、上司からフィードバック面談で通知されます。

### (4) ワークライフバランス

社員が、仕事とプライベートをうまく調和させ、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおいても充実した生活を送り、ライフステージに応じた自らの望む生き方を支援するために、出産・育児・介護などのための各種支援制度を設けています。また、社員の多様なニーズに幅広く応えられることが、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるという認識のもと、従業員満足(ES: Employee Satisfaction)の向上にも取り組んでいます。

### (5) 主なプログラム

#### ●階層別研修

AHAオリエンテーション、新入社員導入研修、新入社員フォロー研修、中堅社員研修、中途入社フォロー研修、管理職者研修、リーダーシップ研修、キャリアレビューワークショップなど

#### ●ビジネススキル研修

ロジカルシンキング、ファシリテーション&問題解決、プレゼンテーションスキルなどビジネスに直結するスキル向上のための研修

#### ●ビジネス知識研修

損害保険の基礎知識や損害サービスに必要な医療知識など保険実務に携わるものとして習得すべき知識習得のための研修

#### ●海外研修

Global Challenge Program (NY 本社派遣研修)等の海外派遣研修

#### ●職場体験プログラム

部門間の相互理解や仕事のやり方の見直しを図り、さらに大きな成果に結びつけるために行う所属部門以外の職場体験交流

#### ●人権啓発研修

ハラスメントのない職場づくりや様々な価値観や多様な個性を尊重し合える企業風土の定着などをテーマにした研修

#### ●その他

英語研修(ICP: International Communication Program)、通信教育(SD (Self Development))講座、メンタルヘルス研修、経営陣と直接対話をするタウンフォーラムなど

●教育・研修体系図

	中途入社者必須	新卒入社者必須	選択／部門別必須コース	
Executive Manager	NY Training、海外研修		コピーリーダーシップ：7つの習慣セミナー	
	リーダーシップセミナー		ブレイクスルーシンキングセミナー	
Senior Manager	部門長セミナー		影響力向上セミナー	
	成功・改善のためのコーチングセミナー			
Manager	ベーシックマネジメントスキルセミナー		プロジェクトマネジメントセミナー	
			人を育てるリーダーシップセミナー	
中堅社員	キャリア開発セミナー		損害サービス：医療知識（基礎・応用）研修	
	経営フォーラム		損害サービス：医研 / 自研センター 研修	
	タウンフォーラム		プレゼンテーションセミナー	
	中堅社員セミナー		ブレイクスルー思考セミナー	
	<b>AHA College</b>			ファシリテーション & 問題解決セミナー
	会計概論	チームビルディングワークショップ		社内講師養成セミナー
	損害サービス概論	プレゼンテーションスキルセミナー		採用面談スキルセミナー
	ダイレクトマーケティング概論	電話応対セミナー		ロジカルシンキングセミナー
	損害保険講座(損保協会)	ビジネス文書セミナー		損害サービス：ネゴシエーションスキルセミナー
				損害サービス：電話応対セミナー
新規入社者	商品知識セミナー	フォローアップセミナー	タイムマネジメントセミナー	
		メンターシップセミナー		
		配属部門別 導入研修		
	アメリカンホームオリエンテーション	アメリカンホーム新入社員導入研修		

I C P (英語研修)

S D 講座

# INDEX

## 業績データ

日本における直近の事業年度における事業の概況	34	
日本における事業の経過及び成果		
保険引受の概況		
主な保険種目別の概況		
資産運用の概況		
当社が対処すべき課題		
日本における直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	35	
日本における直近の2事業年度の貸借対照表	36	
日本における直近の2事業年度の損益計算書	38	
日本における直近の2事業年度のキャッシュ・フロー計算書	39	
継続企業の前提に関する注記	39	
日本における直近の2事業年度の持込資本金等変動計算書	40	
会社の状況に関する重要な事項	40	
重要な後発事象	40	
日本における業務の状況を示す指標(直近の2事業年度)	41	
1. 主要な業務の状況を示す指標	41	(1) 元受正味保険料(含む収入積立保険料) (2) 受再正味保険料 (3) 支払再保険料 (4) 正味収入保険料 (5) 解約返戻金 (6) 保険引受利益 (7) 元受正味保険金 (8) 受再正味保険金 (9) 回収再保険金 (10) 正味支払保険金 (11) 元受収支残高
2. 保険契約に関する指標	44	(1) 契約者配当金 (2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率 (3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率 (4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 (5) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合 (6) 出再保険料の格付ごとの割合 (7) 未収再保険金
3. 経理に関する指標	46	(1) 支払備金・責任準備金 (2) 責任準備金の内訳 (3) 責任準備金積立水準 (4) 引当金の内訳と増減 (5) 貸付金償却額 (6) 持込資本金・供託金・任意積立金 (7) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動 (8) 事業費明細(含む損害調査費) (9) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト) (10) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表
4. 資産運用に関する指標	50	(1) 運用資産 (2) 利息及び配当金収入・運用利回り (3) 海外投融資残高・利回り (4) 商品有価証券の平均残高・売買高 (5) 保有有価証券の種類別残高・構成比 (6) 保有有価証券利回り (7) 有価証券の種類別・残存期間別残高 (8) 業種別保有株式 (9) 残存期間別貸付金残高 (10) 担保別貸付金残高 (11) 用途別貸付金残高・構成比 (12) 業種別貸付金残高・構成比 (13) 規模別貸付金残高・構成比 (14) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 (15) 有形固定資産
5. 特別勘定に関する指標	54	
日本における財産の状況(直近の2事業年度)	55	
1. リスク管理債権	55	
2. 債務者区分に基づいて区分された債権	55	
3. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	56	
4. 有価証券等の時価情報	57	(1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引
財務諸表の正確性および内部監査の有効性	57	

## 日本における直近の事業年度における事業の概況

### 日本における事業の経過及び成果

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱は、2008年10月以降深刻さを増し世界的な金融危機へと発展しました。わが国においても、米国等の消費の減速と急激な円高による輸出の減少等により企業収益が低迷し、また、雇用環境の悪化や先行きの不透明感から個人消費も伸び悩む状況となりました。

損害保険業界におきましては、自動車損害賠償責任保険の保険料率引き下げや海上保険の物流取引量減少等の影響により、保険料収入は減収となりました。

このような環境下、当社を取り巻く事業環境には大きな動きがありました。それは、米国政府によるアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)米国本社への支援策の強化と同時に発表されたものですが、当社を含む損害保険事業が、AIG米国本社からの独立を視野に入れた持ち株会社の傘下に移行し、より強固な事業基盤の構築とともに事業価値の最大化を図っていくというものです。なお、当社の業務につきましては、日本における保険事業免許に基づく基準以上の保険金支払能力を有しており、お客様への保険金支払い等に対する影響がないことを改めてお伝えいたします。

当社は、「お客様に選ばれる会社」になるというビジョンの下、2008年度も引き続きお客様に選んでいただけるような商品やサービスの開発・改善に取り組みました。

自動車保険では、2008年5月に料率を引き下げ、お客様がより購入しやすい価格のご提供を始めました。また、医療保険におきましては、2008年6月に開始した『みんなのほすびたる』という統一ブランドの下、保険料を抑えた「ガンのみ担保特約付医療総合保険」(2008年7月15日発売)や持病がある方にもご加入いただけるような「引受基準緩和型医療保険」(2009年2月2日発売)を開発し、商品の拡充を図りました。

### 保険引受の概況

当年度の正味収入保険料は、59,042百万円と前年度に比べ3.0%の増収となりました。

一方、正味支払保険金は20,040百万円となり、正味損害率は37.8%と、前年度に比べ4.0ポイント上昇しました。経費の圧縮に努めた結果、保険引受に係る営業費及び一般

一方、内部管理態勢の強化としましては、「保険金の未払い・不適切な不払い」問題に対する金融庁の業務改善命令に基づき策定した業務改善計画に従い、社外のご意見を含め客観的な視点を積極的に取り入れて、保険金のお支払い態勢や募集文書審査・作成態勢の強化・改善を進めています(当社の様々な取り組みに対する消費者団体代表等の社外専門家の意見を吸収する「諮問会議」の半期ごとの開催、医師・弁護士等参加の上、保険金支払いに関するお客様からの異議申し立て事案を審査する「再審査会」の月次開催、保険金支払部門以外の部門も参加する「保険金支払審査会」の週次開催他)。また、「お客様満足(CS)向上委員会」でお客様の苦情や声を分析・検討し、業務の改善につなげる取り組みも続けています。

損害保険業界全体ではマイナス成長となっており、当年度の当社を取り巻く事業環境はこれまでになく厳しいものとなるなか、様々な取り組みを進めてきた結果、当年度の元受正味保険料(収入積立保険料を含む、以下同じ)は、82,889百万円と前年度に比べ0.3%増となり、増収を続けることができました。

また、保険引受収益は59,740百万円、資産運用収益が1,244百万円、その他経常収益が67百万円となり、これらを合計した経常収益は前年度に比べ1,638百万円増加し、61,052百万円となっています。

一方、経常費用は、保険引受費用が25,515百万円、資産運用費用が3,376百万円、営業費及び一般管理費が27,970百万円、その他経常費用を8百万円計上した結果、前年同期に比べ2,799百万円減少し、56,872百万円となっています。

この結果、経常利益は4,180百万円と前年度に比べ4,437百万円増加しております。これに特別損益、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は、前年度に比べ6,127百万円増加し、3,744百万円となっています。

管理費は27,970百万円となり、前年度に比べ13.6ポイント低下し、正味事業費率は43.7%に改善できました。これらに収入積立保険料、支払備金繰入額および責任準備金繰入額等を加減した保険引受利益は、前年度に比べ7,466百万円増加し、6,313百万円となっています。

### 主な保険種目別の概況

#### ○自動車保険

リスク細分型自動車保険は、2008年5月に実施した保険料率の引き下げにより、新規契約が順調に増える一方で、既存契約の継続保険料が減少したため、元受正味保険料は18,693百万円と前年度に比べ3.5%の減収、正味収入保険料は2,787百万円と前年度に比べ3.9%の減収となっています。また、正味損害率は102.0%と前年度に比べ7.0ポイント上昇しました。

#### ○医療・傷害保険

市場自体の成長率が鈍化しつつあるものの、医療保険、シニア向け長期保障傷害保険の販売が好調に推移した結果、元受正味保険料は63,259百万円と前年度に比べ1.4%の増収、正味収入保険料は56,072百万円と前年度に比べ3.4%の増収となりました。一方、正味損害率は34.6%と前年度に比べ4.1ポイント上昇しています。



## 資産運用の概況

当年度末の総資産は前年度末に比べ 6,398 百万円増加し 73,644 百万円となり、このうち、有価証券等の運用資産は、前年度末に比べ 7,117 百万円増加し 66,609 百万円となっています。

当年度の利息及び配当金収入は 1,246 百万円となり、有価証券売却損益等を含めた資産運用収益は 1,244 百万円と

前年度に比べ 24 百万円増加しました。一方、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響により有価証券の評価損を 2,294 百万円計上したことにより、資産運用費用は 3,376 百万円と前年度に比べ 2,947 百万円増加しています。

## 当社が対処すべき課題

当社は、「お客様に選ばれる会社」になるというビジョンのもと、「お客様の視点に立って考え、実践する」ことに、より一層全役職員の意識と時間を投入してまいります。

- 保険会社の第一の責務である保険金や返戻金のお支払いをお客様が満足できるレベルで確実にを行うことを含め、内部管理全般の態勢を強化してまいります。
- 広告、募集文書、コールセンターでの対応等において、お客様

が商品内容を十分理解できるよう「わかりやすさ」を追求いたします。

- お客様の潜在的なニーズを見極め、それに応じた商品やサービスをご提供いたします。
- また、適切な引受け、堅実な資産運用等を通じて、お客様にご安心いただける健全な経営基盤を常に確保してまいります。

(注) 本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は次のとおりです。

- (1) 保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位まで表示しています。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

## 日本における直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
元受正味保険料(含む収入積立保険料) (増減率)	62,198 (16.3%)	76,414 (22.9%)	80,520 (5.4%)	82,656 (2.7%)	82,889 (0.3%)
正味収入保険料 (増減率)	37,093 (29.5%)	48,750 (31.4%)	53,131 (9.0%)	57,301 (7.8%)	59,042 (3.0%)
経常収益	38,103	49,805	54,261	59,413	61,052
経常利益(△は経常損失)	△ 2,833	△ 3,033	△ 5,369	△ 257	4,180
当期純利益(△は当期純損失)	△ 3,770	△ 3,192	△ 5,471	△ 2,383	3,744
正味損害率	15.8%	31.1%	33.3%	33.8%	37.8%
正味事業費率	57.3%	57.6%	64.4%	57.3%	43.7%
運用資産利回り	1.99%	2.07%	1.97%	2.01%	1.92%
持込資本金	3,404	3,404	3,404	3,404	3,404
純資産額	13,269	10,255	9,948	6,193	9,590
総資産額 (積立勘定として経理された資産額)	53,999 (408)	58,318 (383)	65,807 (405)	67,246 (370)	73,644 (317)
責任準備金残高	19,407	24,503	30,677	37,523	42,712
貸付金残高	5	4	4	4	3
有価証券残高	31,809	42,167	46,649	55,626	59,540
ソルベンシー・マージン比率	1,290.6%	893.4%	885.1%	706.6%	821.1%
従業員数	664名	702名	796名	891名	923名

(注) 1. 本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は次のとおりです。

- (1) 保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位まで表示しています。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

2. 2005年度まではのれん償却額をその他の経常費用に含めて表示していましたが、2006年度より保険引受に係る営業費及び一般管理費に含めて表示しています。2007年度においてのれんの未償却残高を全額償却したため、2008年度にはのれん償却額の計上はありません。

## 日本における直近の2事業年度の貸借対照表

### 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2007年度末	2008年度末
(資産の部)		
<b>現金及び預貯金</b>	<b>3,861</b>	<b>7,065</b>
現金	0	0
預貯金	3,861	7,065
<b>有価証券</b>	<b>55,626</b>	<b>59,540</b>
国債	894	2,006
地方債	7,443	8,566
社債	20,866	20,871
株式	350	1,278
外国証券	25,103	26,068
その他の証券	967	748
<b>貸付金</b>	<b>4</b>	<b>3</b>
保険約款貸付	4	3
<b>有形固定資産</b>	<b>230</b>	<b>227</b>
その他の有形固定資産	230	227
<b>その他資産</b>	<b>7,528</b>	<b>5,607</b>
未収保険料	118	93
代理店貸	293	291
共同保険貸	3	10
再保険貸	130	119
外国再保険貸	3,736	1,868
代理業務貸	0	0
未収金	1,671	1,694
未収収益	312	339
預託金	372	413
地震保険預託金	33	35
仮払金	843	725
その他の資産	10	14
<b>繰延税金資産</b>	<b>—</b>	<b>1,203</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△ 4</b>	<b>△ 3</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>67,246</b>	<b>73,644</b>

科目	2007年度末	2008年度末
(負債の部)		
<b>保険契約準備金</b>	<b>51,007</b>	<b>55,611</b>
支払備金	13,484	12,899
責任準備金	37,523	42,712
<b>その他負債</b>	<b>8,890</b>	<b>6,298</b>
共同保険借	35	34
再保険借	503	735
外国再保険借	4,661	1,922
未払法人税等	—	339
預り金	191	223
未払金	3,314	2,883
仮受金	184	158
<b>退職給付引当金</b>	<b>499</b>	<b>782</b>
<b>役員退任慰労引当金</b>	<b>177</b>	<b>184</b>
<b>賞与引当金</b>	<b>452</b>	<b>492</b>
<b>価格変動準備金</b>	<b>24</b>	<b>684</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>61,052</b>	<b>64,054</b>
(純資産の部)		
<b>持込資本金</b>	<b>3,404</b>	<b>3,404</b>
<b>供託金</b>	<b>200</b>	<b>200</b>
<b>剰余金 (△は欠損金)</b>	<b>3,453</b>	<b>7,198</b>
任意積立金	28,072	28,072
繰越利益剰余金	△ 24,618	△ 20,873
<b>持込資本金等合計</b>	<b>7,057</b>	<b>10,802</b>
その他有価証券評価差額金	△ 864	△ 1,211
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△ 864</b>	<b>△ 1,211</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>6,193</b>	<b>9,590</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>67,246</b>	<b>73,644</b>

## (貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
  - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。
 

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
  - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
2. 有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
4. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
 

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。
 

過去勤務債務は、その発生時に一時の費用として処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により、発生年度から費用処理を行っています。
6. 役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支払いに備え、内規に基づく当期末要支給額を計上しています。
7. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
9. 消費税等の会計処理は税込方式によっています。
10. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号〔平成5年6月17日(企業会計審議会第一一部会)、平成19年3月30日改正])および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号〔平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正])が2008年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度からこれらの会計基準等を適用しています。これによる財務諸表に与える影響はありません。

11. (1) 貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。
 

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。
 

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。
 

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
12. 有形固定資産の減価償却累計額は641百万円です。
13. 担保に供している資産は、有価証券 207百万円です。
14. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
  - (1) 退職給付債務及びその内訳
 

退職給付債務	△ 1,736 百万円
年金資産	588 百万円
未積立退職給付債務	△ 1,147 百万円
未認識数理計算上の差異	364 百万円
退職給付引当金	△ 782 百万円
  - (2) 退職給付債務等の計算基礎
 

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.00 %
期待運用収益率	2.75 %
数理計算上の差異の処理年数	5 年
15. 繰延税金資産の総額は1,203百万円です。
 

また、繰延資産の総額から評価性引当金として控除した額は6,712百万円です。

繰延税金資産発生時の主な原因別内訳は、責任準備金 4,962百万円、支払備金 258百万円、価格変動準備金 247百万円、退職給付引当金 283百万円、賞与引当金 178百万円、有価証券評価損 417百万円、その他有価証券に係る評価差額金 687百万円、その他 879百万円です。

16. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりです。
 

(支払備金)	
支払備金(出再支払備金控除前)	
(ロ)に掲げる保険を除く	21,603 百万円
同上に係る出再支払備金	8,704 百万円
差引(イ)	12,898 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	1 百万円
計(イ十ロ)	12,899 百万円
(責任準備金)	
普通責任準備金	
(出再責任準備金控除前)	33,207 百万円
同上に係る出再責任準備金	11,533 百万円
差引(イ)	21,673 百万円
その他の責任準備金(ロ)	21,039 百万円
計(イ十ロ)	42,712 百万円
17. 持込資本金は、日本国内に持ち込んだ金額のうち、保険業法第197条の自己資本に相当するものです。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

# 日本における直近の2事業年度の損益計算書

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2007年度	2008年度
<b>経常収益</b>	<b>59,413</b>	<b>61,052</b>
<b>保険引受収益</b>	<b>58,046</b>	<b>59,740</b>
正味収入保険料	57,301	59,042
収入積立保険料	123	107
積立保険料等運用益	3	4
支払備金戻入額	617	584
為替差益	0	1
<b>資産運用収益</b>	<b>1,220</b>	<b>1,244</b>
利息及び配当金収入	1,132	1,246
有価証券売却益	91	2
有価証券償還益	0	0
積立保険料等運用益振替	△ 3	△ 4
<b>その他経常収益</b>	<b>146</b>	<b>67</b>
貸倒引当金戻入額	—	1
その他の経常収益	146	66
<b>経常費用</b>	<b>59,671</b>	<b>56,872</b>
<b>保険引受費用</b>	<b>24,038</b>	<b>25,515</b>
正味支払保険金	17,512	20,040
損害調査費	1,855	2,260
諸手数料及び集金費	△ 2,336	△ 2,113
満期返戻金	160	138
契約者配当金	—	0
責任準備金繰入額	6,846	5,189
その他保険引受費用	0	0
<b>資産運用費用</b>	<b>429</b>	<b>3,376</b>
有価証券売却損	100	898
有価証券評価損	7	2,294
有価証券償還損	15	33
為替差損	306	150
<b>営業費及び一般管理費</b>	<b>35,196</b>	<b>27,970</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>7</b>	<b>8</b>
支払利息	3	6
貸倒引当金繰入額	3	—
貸倒損失	0	0
その他の経常費用	0	1
<b>経常利益 (△は経常損失)</b>	<b>△ 257</b>	<b>4,180</b>
<b>特別利益</b>	<b>265</b>	<b>—</b>
価格変動準備金戻入額	265	—
<b>特別損失</b>	<b>2,365</b>	<b>659</b>
固定資産処分損	1	0
価格変動準備金繰入額	—	659
その他特別損失	2,364	—
<b>税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)</b>	<b>△ 2,357</b>	<b>3,520</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>26</b>	<b>291</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>—</b>	<b>△ 515</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>26</b>	<b>△ 223</b>
<b>当期純利益 (△は当期純損失)</b>	<b>△ 2,383</b>	<b>3,744</b>
<b>前期繰越利益剰余金</b>	<b>△ 22,234</b>	<b>△ 24,618</b>
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>△ 24,618</b>	<b>△ 20,873</b>

(注記)

- (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	82,968 百万円
支払再保険料	23,925 百万円
差引	59,042 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	32,717 百万円
回収再保険金	12,677 百万円
差引	20,040 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	6,571 百万円
出再保険手数料	8,684 百万円
差引	△ 2,113 百万円

(4) 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額) の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	△ 3,332 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△ 2,747 百万円
差引 (イ)	△ 584 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額 (ロ)	0 百万円
計 (イ+ロ)	△ 584 百万円

(5) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	1,235 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△ 466 百万円
差引 (イ)	1,701 百万円
その他の責任準備金繰入額 (ロ)	3,487 百万円
計 (イ+ロ)	5,189 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	18 百万円
有価証券利息・配当金	1,227 百万円
貸付金利息	0 百万円
その他利息	0 百万円
計	1,246 百万円
- 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は405百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	181 百万円
利息費用	27 百万円
期待運用収益	△ 16 百万円
未認識債務の費用処理額	213 百万円
計	405 百万円
- 「繰越利益剰余金」につきましては、繰越損失となっていますので、マイナス表示 (△) しています。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。



# 日本における直近の2事業年度のキャッシュ・フロー計算書

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2007年度	2008年度
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益 (△は損失)	△ 2,357	3,520
減価償却費	64	97
のれん償却額	4,728	—
支払備金の増減額 (△は減少)	△ 617	△ 584
責任準備金の増減額 (△は減少)	6,846	5,189
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3	△ 1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	110	282
役員退任慰労引当金の増減額 (△は減少)	14	6
賞与引当金の増減額 (△は減少)	58	40
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△ 265	659
利息及び配当金収入	△ 1,132	△ 1,246
有価証券関係損益 (△は益)	31	3,222
支払利息	3	6
為替差損益 (△は益)	302	87
有形固定資産関係損益 (△は益)	1	0
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は増加)	108	1,948
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は減少)	△ 663	△ 2,852
小計	7,234	10,376
利息及び配当金の受取額	1,107	1,237
利息の支払額	△ 3	△ 6
法人税等の支払額	△ 26	△ 30
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>8,312</b>	<b>11,577</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 19,708	△ 16,307
有価証券の売却・償還による収入	9,018	8,115
貸付けによる支出	△ 7	△ 6
貸付金の回収による収入	7	6
資産運用活動計	△ 10,689	△ 8,190
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 2,376)	(3,386)
有形固定資産の取得による支出	△ 131	△ 95
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 10,821</b>	<b>△ 8,286</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 302	△ 87
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 2,811	3,204
現金及び現金同等物期首残高	6,672	3,861
現金及び現金同等物期末残高	3,861	7,065

(注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。  
現金及び預貯金 7,065 百万円  
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 — 百万円  
現金及び現金同等物 7,065 百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

業績データ

日本における直近の2事業年度のキャッシュ・フロー計算書  
継続企業の前提に関する注記

## 継続企業の前提に関する注記

該当ありません。

# 日本における直近の2事業年度の持込資本金等変動計算書

2007年度

(単位：百万円)

	持込資本金等					持込 資本金等 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	持込 資本金	供託金	剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
			任意 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計				
前期末残高	3,404	200	28,072	△ 22,234	5,837	9,441	507	507	9,948
当期の変動額									
本社からの送金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本社への送金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	△ 2,383	△ 2,383	△ 2,383	—	—	△ 2,383
持込資本金等以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△ 1,371	△ 1,371	△ 1,371
当期の変動額合計	—	—	—	△ 2,383	△ 2,383	△ 2,383	△ 1,371	△ 1,371	△ 3,755
当期末残高	<b>3,404</b>	<b>200</b>	<b>28,072</b>	<b>△24,618</b>	<b>3,453</b>	<b>7,057</b>	<b>△ 864</b>	<b>△ 864</b>	<b>6,193</b>

2008年度

(単位：百万円)

	持込資本金等					持込 資本金等 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	持込 資本金	供託金	剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
			任意 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計				
前期末残高	3,404	200	28,072	△24,618	3,453	7,057	△864	△864	6,193
当期の変動額									
本社からの送金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本社への送金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	3,744	3,744	3,744	—	—	3,744
持込資本金等以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△347	△347	△347
当期の変動額合計	—	—	—	3,744	3,744	3,744	△347	△347	3,397
当期末残高	<b>3,404</b>	<b>200</b>	<b>28,072</b>	<b>△20,873</b>	<b>7,198</b>	<b>10,802</b>	<b>△1,211</b>	<b>△1,211</b>	<b>9,590</b>

(注) 株式会社における株主資本に相当する数値を記載しています。

## 会社の状況に関する重要な事項

### 第三者割当増資引受について

当社は、富士火災海上保険株式会社(以下、「富士火災」という)が発行する第三者割当増資について、下記のとおり引受を行いました。

- (1) 引受株式数 15百万株
- (2) 払込金額 2,025百万円
- (3) 払込期日 平成20年12月30日

当該第三者割当増資により、当社が富士火災と資本関係を持ち、業務提携をさらに強化することによって、当社の営業面や商品開発面等でシナジー効果が期待できるものと考えています。

## 重要な後発事象

該当ありません。



# 日本における業務の状況を示す指標(直近の2事業年度)

## 1. 主要な業務の状況を示す指標

### (1) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位:百万円)

種 目	2007年度		2008年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火災	156	0.2	179	0.2
海上	—	—	—	—
傷害	62,489	75.6	63,367	76.4
自動車	19,364	23.4	18,693	22.6
自動車損害賠償責任	2	0.0	1	0.0
その他	643	0.8	648	0.8
(うち賠償責任)	( 625 )	( 0.8 )	( 648 )	( 0.8 )
<b>合 計</b>	<b>82,656</b>	<b>100.0</b>	<b>82,889</b>	<b>100.0</b>

(注)元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

### (2) 受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	2	2
海上	—	—
傷害	27	182
自動車	—	△ 0
自動車損害賠償責任	1	1
その他	0	—
(うち賠償責任)	( 0 )	( — )
<b>合 計</b>	<b>31</b>	<b>186</b>

(注)受再正味保険料＝受再契約に係る収入保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

### (3) 支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	51	56
海上	—	—
傷害	8,170	7,369
自動車	16,464	15,905
自動車損害賠償責任	1	1
その他	573	592
(うち賠償責任)	( 573 )	( 591 )
<b>合 計</b>	<b>25,262</b>	<b>23,925</b>

(注)支払再保険料＝出再契約に係る支払保険料－(再保険返戻金＋その他の再保険収入)

### (4) 正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	2007年度		2008年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火災	106	0.2	124	0.2
海上	—	—	—	—
傷害	54,223	94.6	56,072	95.0
自動車	2,899	5.1	2,787	4.7
自動車損害賠償責任	2	0.0	1	0.0
その他	69	0.1	56	0.1
(うち賠償責任)	( 52 )	( 0.1 )	( 57 )	( 0.1 )
<b>合 計</b>	<b>57,301</b>	<b>100.0</b>	<b>59,042</b>	<b>100.0</b>

(注)正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－支払再保険料

## (5) 解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	0	0
海上	—	—
傷害	843	1,153
自動車	215	202
自動車損害賠償責任	0	0
その他	0	0
(うち賠償責任)	( 0 )	( 0 )
<b>合 計</b>	<b>1,060</b>	<b>1,357</b>

(注) 解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金+積立解約返戻金

## (6) 保険引受利益

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	37	46
海上	—	—
傷害	△ 1,042	6,521
自動車	215	△ 198
自動車損害賠償責任	—	—
その他	△ 363	△ 56
(うち賠償責任)	( △ 362 )	( △ 61 )
<b>合 計</b>	<b>△ 1,153</b>	<b>6,313</b>

(注) 保険引受利益=保険引受収益-(保険引受費用+保険引受に係る営業費及び一般管理費)±その他収支  
なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

## (7) 元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	16	18
海上	—	—
傷害	19,002	21,847
自動車	10,513	10,576
自動車損害賠償責任	—	—
その他	133	189
(うち賠償責任)	( 131 )	( 187 )
<b>合 計</b>	<b>29,666</b>	<b>32,632</b>

(注) 元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

## (8) 受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	△ 0	0
海上	—	—
傷害	0	82
自動車	0	0
自動車損害賠償責任	2	1
その他	0	0
(うち賠償責任)	( 0 )	( 0 )
<b>合 計</b>	<b>2</b>	<b>84</b>

(注) 受再正味保険金=受再契約に係る支払保険金-受再保険金戻入



## (9) 回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	2	3
海上	—	—
傷害	3,117	3,525
自動車	8,935	8,995
自動車損害賠償責任	—	—
その他	101	151
(うち賠償責任)	( 99 )	( 150 )
合 計	12,156	12,677

(注) 回収再保険金＝出再契約に係る回収保険金－再保険金割戻

## (10) 正味支払保険金

(単位:百万円)

種 目	2007年度	2008年度
火災	14	14
海上	—	—
傷害	15,885	18,405
自動車	1,577	1,580
自動車損害賠償責任	2	1
その他	32	37
(うち賠償責任)	( 31 )	( 36 )
合 計	17,512	20,040

(注) 正味支払保険金＝支払保険金(元受+受再)－回収再保険金

## (11) 元受収支残高

## 2007年度

(単位:百万円)

種 目	元受正味保険料 (除く収入積立保険料)	元受正味保険金	損害調査費	元受事業費	元受収支残高	元受収支 残高率(%)
火災	156	16	6	48	84	54.2
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	62,366	19,002	652	35,421	7,290	11.7
自動車	19,364	10,513	1,176	5,916	1,758	9.0
自動車損害賠償責任	2	—	0	0	2	89.9
その他	643	133	20	619	△ 130	△ 20.4
(うち賠償責任)	( 625 )	( 131 )	( 20 )	( 615 )	( △ 141 )	( △ 22.7 )
合 計	82,532	29,666	1,855	42,005	9,004	10.9

## 2008年度

(単位:百万円)

種 目	元受正味保険料 (除く収入積立保険料)	元受正味保険金	損害調査費	元受事業費	元受収支残高	元受収支 残高率(%)
火災	179	18	7	76	77	43.3
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	63,259	21,847	969	27,990	12,451	19.7
自動車	18,693	10,576	1,263	6,053	799	4.3
自動車損害賠償責任	1	—	0	0	1	82.1
その他	648	189	21	289	147	22.7
(うち賠償責任)	( 648 )	( 187 )	( 21 )	( 289 )	( 150 )	( 23.2 )
合 計	82,782	32,632	2,260	34,410	13,477	16.2

- (注) 1. 元受正味保険料(除く収入積立保険料)＝元受保険料－(元受解約返戻金+元受その他返戻金)－収入積立保険料  
 2. 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入  
 3. 元受事業費＝元受諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費  
 4. 元受収支残高＝元受正味保険料(除く収入積立保険料)－元受正味保険金－損害調査費－元受事業費  
 5. 元受収支残高率＝元受収支残高÷元受正味保険料(除く収入積立保険料)

## 2. 保険契約に関する指標

### (1) 契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)においては、満期を迎えられたご契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定した利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。

なお、契約者配当金についてはお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

- 2008年1月1日から同月31日まで及び2009年1月1日から同月31日までに満期を迎えた積立家族傷害保険の契約者配当金の例(満期返戻金10万円の場合)

満期月	保険期間	5年
2008年1月		契約者配当金はありませんでした。
2009年1月		140円

### (2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2007年度			2008年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	19.9	32.0	51.9	17.3	48.7	66.0
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	30.5	59.8	90.3	34.6	45.2	79.8
自動車	95.0	△ 2.3	92.7	102.0	10.7	112.7
自動車損害賠償責任	97.2	5.4	102.6	109.2	8.0	117.2
その他	76.7	607.0	683.7	105.1	150.9	256.0
(うち賠償責任)	( 99.6 )	( 797.3 )	( 896.9 )	( 101.0 )	( 148.6 )	( 249.6 )
合 計	<b>33.8</b>	<b>57.3</b>	<b>91.1</b>	<b>37.8</b>	<b>43.7</b>	<b>81.5</b>

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

### (3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2007年度			2008年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	24.9	36.1	61.0	12.0	50.0	62.0
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	34.8	62.0	96.8	35.5	46.7	82.2
(医療)	( 20.1 )			( 25.3 )		
(その他)	( 39.2 )			( 38.8 )		
自動車	60.8	29.6	90.4	53.3	31.7	85.0
その他	17.8	68.9	86.7	20.3	42.1	62.4
(うち賠償責任)	( 17.4 )	( 68.7 )	( 86.1 )	( 20.4 )	( 42.6 )	( 63.0 )
合 計	<b>41.2</b>	<b>53.8</b>	<b>95.0</b>	<b>39.6</b>	<b>43.1</b>	<b>82.7</b>

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率=発生損害率+事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 医療は傷害保険のうち医療総合保険と無選択型医療総合保険、終身医療保険および引受基準緩和型医療保険を記載しています。

#### (4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	2007年度	2008年度
国内契約	100.0	100.0
海外契約	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

#### (5) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2007年度	11	90.9
2008年度	11	90.8

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

#### (6) 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	Baa以上	その他 (格付なし・不明・Ba以下)	合 計
2007年度	99.8	0.2	0.0	100
2008年度	99.8	0.2	0.0	100

(注) 再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

(格付区分の方法)

① ムーディーズ社の格付を使用し、同社の格付がない場合は、スタンダード&プアーズ社の格付を使用しています。

② これら2社の格付がない場合は格付投資情報センター、日本格付研究所の格付を使用しています。

(アメリカン・インターナショナル・グループ・インク(AIG)の100%子会社については、ムーディーズ社のAIGに対する格付を使用しています。)

スタンダード&プアーズ社、格付投資情報センター、および日本格付研究所の格付を使用する場合、A以上は「A以上」、BBB以上は「Baa以上」、BBB未満は「その他(格付なし・不明・Ba以下)」に区分しています。

#### (7) 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		2007年度	2008年度
1	年度開始時の未収再保険金	3,914	3,865
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	12,158	12,677
3	当該年度回収等	12,207	14,554
4	1+2-3= 年度末の未収再保険金	3,865	1,987

(注) 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。

### 3. 経理に関する指標

#### (1) 支払備金・責任準備金

(単位：百万円)

種 目	支払備金		責任準備金	
	2007年度末	2008年度末	2007年度末	2008年度末
火災	12	5	365	368
海上	—	—	27	27
傷害	12,285	11,918	34,566	39,731
自動車	968	785	2,391	2,418
自動車損害賠償責任	1	1	87	87
その他	216	189	85	79
(うち賠償責任)	( 215 )	( 189 )	( 41 )	( 42 )
<b>合 計</b>	<b>13,484</b>	<b>12,899</b>	<b>37,523</b>	<b>42,712</b>

#### (2) 責任準備金の内訳

##### 2007年度末

(単位：百万円)

種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
火災	62	302	0	—	—	<b>365</b>
海上	—	27	—	—	—	<b>27</b>
傷害	18,335	10,611	7	5,611	1	<b>34,566</b>
自動車	1,556	835	—	—	—	<b>2,391</b>
自動車損害賠償責任	87	—	—	—	—	<b>87</b>
その他	51	33	—	—	—	<b>85</b>
(うち賠償責任)	( 36 )	( 4 )	( — )	( — )	( — )	( 41 )
<b>合 計</b>	<b>20,092</b>	<b>11,810</b>	<b>7</b>	<b>5,611</b>	<b>1</b>	<b>37,523</b>

##### 2008年度末

(単位：百万円)

種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
火災	65	302	0	—	—	<b>368</b>
海上	—	27	—	—	—	<b>27</b>
傷害	20,106	12,351	14	7,256	2	<b>39,731</b>
自動車	1,493	924	—	—	—	<b>2,418</b>
自動車損害賠償責任	87	—	—	—	—	<b>87</b>
その他	43	36	—	—	—	<b>79</b>
(うち賠償責任)	( 35 )	( 6 )	( — )	( — )	( — )	( 42 )
<b>合 計</b>	<b>21,796</b>	<b>13,642</b>	<b>14</b>	<b>7,256</b>	<b>2</b>	<b>42,712</b>



## (3) 責任準備金積立水準

区 分		2007年度末	2008年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金及び払戻積立金以外について積立方式という概念が無いため、積立方式は保険料積立金及び払戻積立金について記載しています。

3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第149条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第149条第2項および同3項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## (4) 引当金の内訳と増減

2007年度

(単位:百万円)

区 分	2006年度末残高	増加額	減少額	2007年度末残高
貸倒引当金計	0	4	0	4
一般貸倒引当金	0	1	0	1
個別貸倒引当金	0	3	0	3
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	389	127	17	499
役員退任慰労引当金	163	45	30	177
賞与引当金	394	452	394	452
価格変動準備金	290	24	290	24

2008年度

(単位:百万円)

区 分	2007年度末残高	増加額	減少額	2008年度末残高
貸倒引当金計	4	3	4	3
一般貸倒引当金	1	1	1	1
個別貸倒引当金	3	1	3	1
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	499	306	23	782
役員退任慰労引当金	177	6	—	184
賞与引当金	452	492	452	492
価格変動準備金	24	684	24	684

## (5) 貸付金償却額

2007年度、2008年度とも、該当ありません。

## (6) 持込資本金・供託金・任意積立金

2007年度

(単位：百万円)

区 分	2006年度末残高	増加額	減少額	2007年度末残高
持込資本金	3,404	—	—	3,404
供託金	200	—	—	200
任意積立金	28,072	—	—	28,072

2008年度

(単位：百万円)

区 分	2007年度末残高	増加額	減少額	2008年度末残高
持込資本金	3,404	—	—	3,404
供託金	200	—	—	200
任意積立金	28,072	—	—	28,072

## (7) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>	
経常利益の減少額	2007年度	522百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 ー百万円
	2008年度	556百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 ー百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則にもとづき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

## (8) 事業費明細 (含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
人件費	5,324	6,059
物件費	31,304	23,666
税金	393	473
火災予防抛金及び交通事故予防抛金	—	—
損害保険契約者保護機構に対する負担金	30	32
諸手数料及び集金費	△ 2,336	△ 2,113
<b>合 計</b>	<b>34,716</b>	<b>28,118</b>

(注) 金額は、損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

## (9) 期首時点支払備金 (見積り額) の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2006年度	21,680	12,112	9,476	92
2007年度	24,197	13,443	9,623	1,132
2008年度	24,857	15,036	8,095	1,725

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(10) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

● 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	19,754			20,654			21,169		
	1年後	18,141	0.918	△1,613	20,167	0.976	△487			
	2年後	17,808	0.982	△332						
	3年後									
	4年後									
最終損害見積り額		17,808			20,167			21,169		
累計保険金		16,574			17,623			10,683		
支払備金		1,234			2,543			10,486		

● 自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	10,785			10,598			9,749		
	1年後	10,802	1.002	16	10,264	0.969	△333			
	2年後	10,715	0.992	△86						
	3年後									
	4年後									
最終損害見積り額		10,715			10,264			9,749		
累計保険金		10,193			9,049			6,803		
支払備金		521			1,215			2,945		

● 賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	92			180			141		
	1年後	166	1.812	74	149	0.832	△30			
	2年後	169	1.015	2						
	3年後									
	4年後									
最終損害見積り額		169			149			141		
累計保険金		156			120			93		
支払備金		12			29			47		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

4. 「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

5. 本表は2006年度から開示しています。

6. 保険業法施行規則第73条にもとづきIBNR備金の算出方法を定めている平成10年大蔵省告示第234号（以下「告示」という）が2006年5月1日に改正されましたが、告示附則第2項の経過措置に従い、2006年度決算までは従前の方法にてIBNR備金が積み立てられています。

## 4. 資産運用に関する指標

### (1) 運用資産

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預貯金	3,861	5.7	7,065	9.6
コールローン	—	—	—	—
買現先債券	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	55,626	82.7	59,540	80.8
貸付金	4	0.0	3	0.0
土地・建物	—	—	—	—
運用資産計	59,491	88.5	66,609	90.4
総資産	<b>67,246</b>	<b>100.0</b>	<b>73,644</b>	<b>100.0</b>

### (2) 利息及び配当金収入・運用利回り

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預貯金	50	1.41	18	0.35
コールローン	—	—	—	—
買現先債券	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,082	2.05	1,227	2.06
貸付金	0	4.97	0	5.39
土地・建物	—	—	—	—
小 計	1,132	2.01	1,246	1.92
その他	0	—	0	—
合 計	<b>1,132</b>	<b>1.69</b>	<b>1,246</b>	<b>1.72</b>

### (3) 海外投融資残高・利回り

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末		
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
外貨建	外国公社債	10,862	40.5	11,659	44.7
	外国株式	45	0.2	23	0.1
	その他	1,718	6.4	491	1.9
	計	<b>12,626</b>	<b>47.1</b>	<b>12,174</b>	<b>46.7</b>
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	14,195	52.9	13,894	53.3
	その他	—	—	—	—
	計	<b>14,195</b>	<b>52.9</b>	<b>13,894</b>	<b>53.3</b>
合 計	<b>26,822</b>	<b>100.0</b>	<b>26,068</b>	<b>100.0</b>	
海外投融資利回り(%)		3.18		2.81	

### (4) 商品有価証券の平均残高・売買高

該当ありません。



## (5) 保有有価証券の種類別残高・構成比

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国債	894	1.6	2,006	3.4
地方債	7,443	13.4	8,566	14.4
社債	20,866	37.5	20,871	35.1
株式	350	0.6	1,278	2.1
外国証券	25,103	45.1	26,068	43.8
その他の証券	967	1.8	748	1.2
合 計	<b>55,626</b>	<b>100.0</b>	<b>59,540</b>	<b>100.0</b>

## (6) 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	2007年度末	2008年度末
公社債	1.27	1.38
株式	1.93	0.54
外国証券	3.13	2.82
その他の証券	0.85	2.31
合 計	<b>2.05</b>	<b>2.06</b>

## (7) 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2007年度末							2008年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
国債	—	—	102	191	599	—	<b>894</b>	—	102	—	190	1,714	—	<b>2,006</b>
地方債	620	1,705	2,053	2,859	204	—	<b>7,443</b>	402	2,801	4,274	99	989	—	<b>8,566</b>
社債	3,519	3,625	7,639	4,238	1,844	—	<b>20,866</b>	1,371	5,168	6,541	3,786	4,003	—	<b>20,871</b>
株式						350	<b>350</b>						1,278	<b>1,278</b>
外国証券	701	8,146	7,191	5,972	3,045	45	<b>25,103</b>	4,440	6,124	8,713	4,985	1,290	514	<b>26,068</b>
外国公社債	701	8,146	7,191	5,972	3,045	—	<b>25,057</b>	4,440	6,124	8,713	4,985	1,290	—	<b>25,553</b>
外国株式その他	—	—	—	—	—	45	<b>45</b>	—	—	—	—	—	514	<b>514</b>
その他の証券	—	—	—	—	—	967	<b>967</b>	—	—	—	—	—	748	<b>748</b>
合 計	<b>4,841</b>	<b>13,476</b>	<b>16,986</b>	<b>13,262</b>	<b>5,694</b>	<b>1,364</b>	<b>55,626</b>	<b>6,213</b>	<b>14,196</b>	<b>19,529</b>	<b>9,061</b>	<b>7,997</b>	<b>2,542</b>	<b>59,540</b>

業績データ

日本における業務の状況を示す指標(直近の2事業年度)

## (8) 業種別保有株式

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末		
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
製 造 業	食料品	—	—	—	—
	繊維	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	—	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	硝子・土石	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	—	—	—	—
	輸送用機器	—	—	—	—
	精密機器	—	—	—	—
	その他製造	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—
非 製 造 業	水産	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設	—	—	—	—
	商業	14	3.7	1	0.1
	金融・保険	332	83.9	1,275	98.0
	証券	—	—	—	—
	不動産	—	—	—	—
	陸運	—	—	—	—
	海運・空運	—	—	—	—
	倉庫	—	—	—	—
	情報・通信業	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—
	サービス	49	12.4	25	1.9
	小 計	396	100.0	1,302	100.0
	合 計	396	100.0	1,302	100.0

(注) 医薬品は化学として、卸売業及び小売業は商業として、また銀行業、保険業、及びその他金融業は金融・保険業として記載しています。

## (9) 残存期間別貸付金残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
		2007年度末	固定金利	4	—	—	—	
変動金利	—		—	—	—	—	—	—
貸付金計	4		—	—	—	—	—	4
2008年度末	固定金利	3	—	—	—	—	—	3
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	貸付金計	3	—	—	—	—	—	3

## (10) 担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
一般貸付計	—	—	—	—
約款貸付	4	100.0	3	100.0
<b>合 計</b>	<b>4</b>	<b>100.0</b>	<b>3</b>	<b>100.0</b>
(うち劣後特約貸付)	(—)	(—)	(—)	(—)

## (11) 使途別貸付金残高・構成比

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
設備資金	—	—	—	—
運転資金	4	100.0	3	100.0
<b>合 計</b>	<b>4</b>	<b>100.0</b>	<b>3</b>	<b>100.0</b>

## (12) 業種別貸付金残高・構成比

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)	(—)	(—)	(—)	(—)
小 計	—	—	—	—
公共団体	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—
約款貸付	4	100.0	3	100.0
<b>合 計</b>	<b>4</b>	<b>100.0</b>	<b>3</b>	<b>100.0</b>

業績データ

日本における業務の状況を示す指標(直近の2事業年度)

### (13) 規模別貸付金残高・構成比

該当ありません。

### (14) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

### (15) 有形固定資産

(単位：百万円)

区 分	2007年度末	2008年度末
土地	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
建物	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合 計	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
リース資産	—	—
その他の有形固定資産	230	227
合 計	230	227

## 5. 特別勘定に関する指標

該当ありません。



# 日本における財産の状況(直近の2事業年度)

## 1. リスク管理債権

(単位:百万円)

区分	2007年度末	2008年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計	—	—

(注) 各債権の定義は、貸借対照表の注記に記載のとおりです。

## 2. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区分	2007年度末	2008年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	4	3
合計	4	3

(注) 各債権の定義は次のとおりです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申し立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権  
3ヵ月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金[1及び2に掲げる債権を除く]をいう。以下同じ)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金[1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く]をいう)です。
- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

### 3. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

	2007年度末	2008年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	18,071	22,157
供託金	200	200
価格変動準備金	24	684
危険準備金	7	14
異常危険準備金(地震危険準備金を含む)	11,843	13,678
一般貸倒引当金	1	1
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	△ 864	△ 1,899
土地の含み損益	—	—
持込資本金及び剰余金	6,857	10,602
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	△ 1,125
その他	—	1
(B) リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	5,114	5,397
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	4,434	4,754
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	11	13
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	1,696	1,661
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	189	197
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	172	158
(C) ソルベンシー・マージン比率(%)		
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	706.6	821.1

(注) 1. 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第161条及び第162条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。  
2. 2007年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されています。

#### 〈ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

##### 「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険<sup>\*1</sup>、予定利率上の危険<sup>\*2</sup>、資産運用上の危険<sup>\*3</sup>、経営管理上の危険<sup>\*4</sup>、巨大災害に係る危険<sup>\*5</sup>の総額

※1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)

：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

※2 予定利率上の危険(予定利率リスク)：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

※3 資産運用上の危険(資産運用リスク)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

※4 経営管理上の危険(経営管理リスク)：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記※1～※3および※5以外のもの

※5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

##### 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)等の総額

- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 4. 有価証券等の時価情報

### (1) 有価証券

#### ① 形態別区分

(単位：百万円)

区 分	2007年度末			2008年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
公社債	28,920	29,204	284	31,331	31,445	113
株式	277	350	73	1,276	1,278	2
外国証券	26,091	25,103	△ 987	28,025	26,068	△ 1,957
その他	1,201	967	△ 234	806	748	△ 57
合 計	<b>56,490</b>	<b>55,626</b>	<b>△ 864</b>	<b>61,440</b>	<b>59,540</b>	<b>△ 1,899</b>

#### ② 保有目的区分

(単位：百万円)

区 分	2007年度末			2008年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
売買目的有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	56,490	55,626	△ 864	61,440	59,540	△ 1,899
合 計	<b>56,490</b>	<b>55,626</b>	<b>△ 864</b>	<b>61,440</b>	<b>59,540</b>	<b>△ 1,899</b>

(注) 時価のない有価証券については帳簿価額としています。

### (2) 金銭の信託

該当ありません。

### (3) デリバティブ取引

該当ありません。

## 財務諸表の正確性および内部監査の有効性

本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表は、本職として適正であることを確認します。  
また、本社に報告した決算に関わる内部監査の有効性は本社において確認されています。

横山隆美

アメリカン・ホーム・アシユアランス・カンパニー  
日本における代表者

横山 隆美

## 会社概要・沿革

### 本社

175 Water Street, 18th Floor, New York, NY10038, USA

### 資本金

25,425 千米ドル (2008年12月末現在)

### 総資産

25,392 百万米ドル (2008年12月末現在)

### 日本における支店

〒130-8562 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト 21F

### 日本における代表者

横山 隆美

### 株主の状況

株主名 Chartis U.S., Inc.

持株数 1,758千株

持株比率 100%

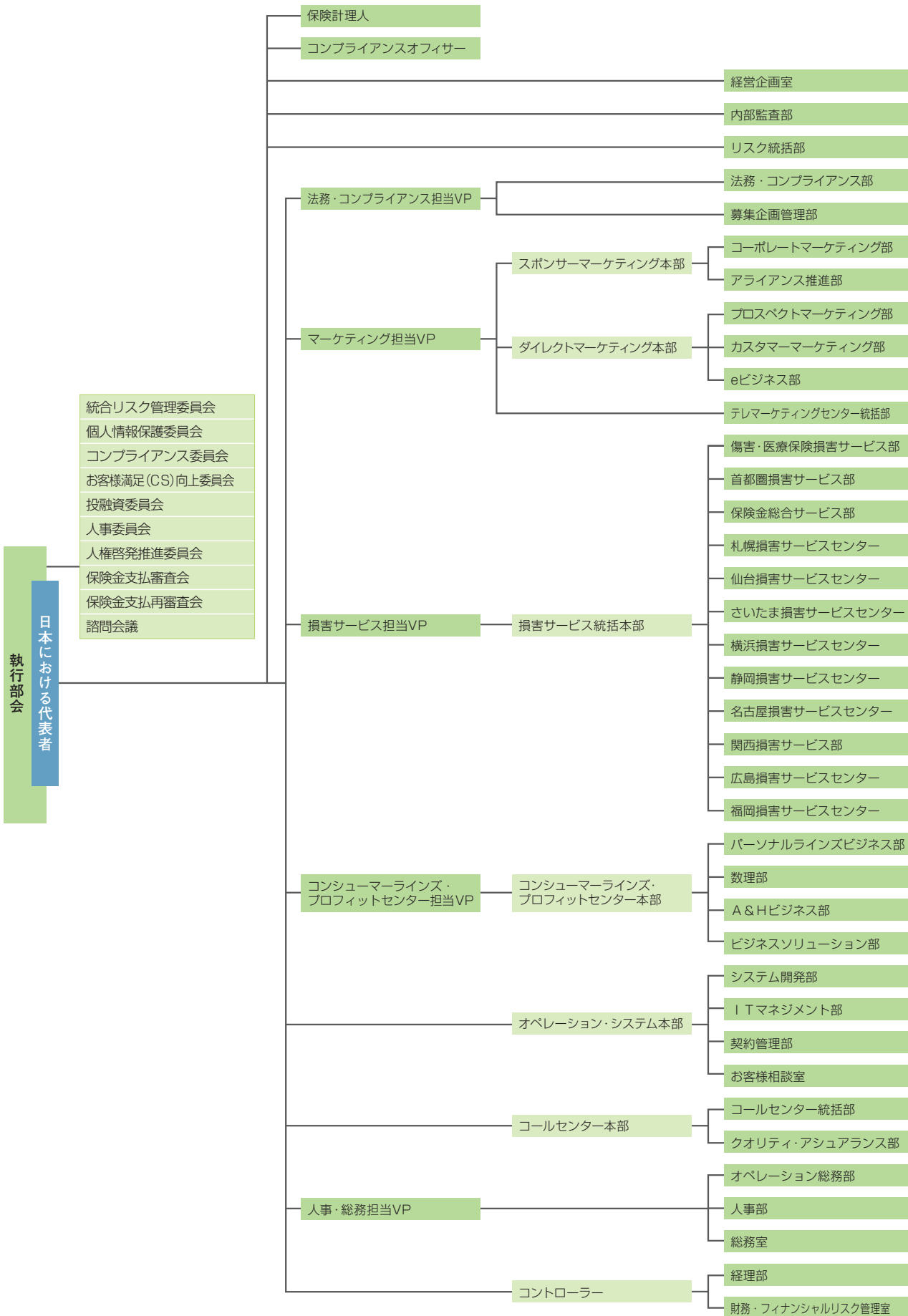
(2009年8月1日現在)

## 沿革

- |   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| <p>1899年</p> <p>1952年</p> <p>1954年</p> <p>1960年</p> <p>1982年</p> <p>1996年</p> <p>1997年</p> <p>1998年</p> <p>1999年</p> <p>2000年</p> <p>2001年</p> <p>2002年</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国において2つの保険会社が合併してグローブ アンド ラトガー火災保険会社となる</li> <li>● グローブ アンド ラトガー火災保険がアメリカン・インターナショナル・グループ (AIG) の傘下に入る</li> <li>● 社名を現在のアメリカンホーム保険会社に変更</li> <li>● 日本における損害保険事業免許を取得</li> <li>● 日本で初めて傷害保険の通信販売の認可を取得</li> <li>● 日本で初めて自動車保険の通信販売の認可を取得</li> <li>● 日本で初めて「リスク細分型自動車保険」を発売</li> <li>● 東京以外に札幌、仙台、さいたま (旧 大宮)、静岡、名古屋、大阪、広島、福岡に損害サービスセンターを開設</li> <li>● 専業主婦でも加入できる所得補償保険「お給料保険」を発売</li> <li>● 主要コンビニエンスストア7社での保険料払込み受付を開始</li> <li>● 日本で初めて、シニア向けの無診査骨折保障「どんとこい」を発売</li> <li>● インターネットを利用した海外旅行傷害保険のオンライン契約を開始</li> <li>● インターネット上で「リスク細分型自動車保険」のオンライン見積りサービスおよびクレジットカードによるオンライン決済を開始</li> <li>● 横浜に損害サービスセンターを開設</li> <li>● 沖縄にコールセンターを開設</li> <li>● 神戸に損害サービスセンターを開設</li> <li>● 葬祭費用もお支払いできる「スーパーシニア保険」を発売</li> <li>● 日本で初めて、インターネット上で保険料のデビット決済 (即時決済) サービスを導入</li> <li>● 医療総合保険「ライフサイズ入院」および「ライフサイズガン」を発売</li> <li>● 自動車保険のインターネット割引を8%に拡大</li> <li>● リスク細分型保険料を導入し、補償範囲を拡大した「新」海外旅行保険」を発売</li> <li>● 携帯サイトからも保険商品の資料請求が可能なモバイルサイト (www.ahdr.jp) をオープン</li> <li>● シニア向け長期保障傷害保険「人生まだまだこれからだ」を発売</li> </ul> | <p>2003年</p> <p>2004年</p> <p>2005年</p> <p>2006年</p> <p>2007年</p> <p>2008年</p> <p>2009年</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家財に関わる様々なリスクをワイドに補償する「家財安心プラン」を発売</li> <li>● 本社基幹業務の一部を沖縄に移管「沖縄プロセッシングセンター」を開設</li> <li>● 無選択型医療総合保険「ザ・大人の医療保険」を発売</li> <li>● 日本で初めてテレビ電話を用いた自動車保険販売開始</li> <li>● 自動車保険の「ファミリー特約シリーズ」を新発売、ペットのケガの治療費を補償する特約が新登場</li> <li>● 満50歳から満79歳向けのアクティブシニア傷害保険「まいにち安心」発売開始</li> <li>● ザ・ロンドン・アシュアランス日本支店の火災保険を除く保険契約を包括移転</li> <li>● 富山にコールセンターを開設</li> <li>● AIG スター生命保険商品の取り扱い開始</li> <li>● 長期保障傷害保険の夫婦専用新プラン「これからだ 楽々夫婦プラン」を発売</li> <li>● 30日間を超える長期入院に特化した医療保険「ザ・医療保険 入院ing (ニューイング) 365」を発売</li> <li>● キャッシュカードなどの不正使用被害等を補償する「盗難対策」を発売</li> <li>● 保障内容を自由に設計できる医療総合保険「私にうれしい医療保険」を発売</li> <li>● 日本における代表者に横山隆美が就任</li> <li>● 終身タイプの医療総合保険「私にうれしい医療保険 終身タイプ」を発売</li> <li>● 不正使用被害を補償する保険を総合セキュリティソフトに付帯</li> <li>● ウェブサイト上で最寄りの代理店を紹介するサービスを開始</li> <li>● 医療保険「みんなのほすピタる」テレビCMスタート</li> <li>● ガンのみ担保特約付医療総合保険「みんなのほすピタる ガンプチタイプ」を発売</li> <li>● シニア向け長期保障傷害保険「人生よろこんで」を発売</li> <li>● 引受基準緩和型医療保険“持病がある方も安心「みんなのほすピタる」”(定期型・終身型) を発売</li> </ul> |
|---|--|--|---|



# 組織図



※VP: バイスプレジデント

(2009年7月1日現在)

コーポレート・データ



組織図

## 店舗所在地一覧

### 東京オフィス

〒130-8562 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

TEL 03 (5619) 3200

### コールセンター

#### 沖縄カスタマーサービスセンター

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町112-1 金秀ビル

TEL 098 (941) 1676

#### 富山コールセンター

〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 タワー111

TEL 076 (443) 7098

### テレマーケティングセンター

#### 札幌第一テレマーケティングセンター

〒060-0003 北海道札幌市中央区北三条西3-1-5 シグマ北三条ビル6F

TEL 011 (223) 1061

#### 札幌第二テレマーケティングセンター

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西1-1 マルイト札幌ビル9F

TEL 011 (233) 2504

#### 札幌第三テレマーケティングセンター

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西1-1 マルイト札幌ビル5F

TEL 011 (261) 3483

#### 新宿テレマーケティングセンター

〒163-0815 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル15F

TEL 03 (5326) 6536

#### 大阪テレマーケティングセンター

〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田1-1-4 阪急ターミナルビル13F

TEL 06 (6292) 2730

### 損害サービスセンター

#### 札幌損害サービスセンター

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西3-1-20 札幌ビルディング3F

TEL 011 (232) 1162

#### 仙台損害サービスセンター

〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-6-6 五橋ビル2F

TEL 022 (711) 3391

#### さいたま損害サービスセンター

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル12F

TEL 048 (646) 2881

### 首都圏損害サービス部

#### 第一損害サービスセンター

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル3F

TEL 03 (5619) 3172

#### 第二損害サービスセンター

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル3F

TEL 03 (5619) 3172

#### 第三損害サービスセンター

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル3F

TEL 03 (5619) 3172

#### 第四損害サービスセンター

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル3F

TEL 03 (5619) 3172

**傷害・医療保険損害サービス部****傷害第一損害サービスセンター**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル6F | TEL 03 (5619) 3168

**傷害第二損害サービスセンター**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル6F | TEL 03 (5619) 3168

**医療第一損害サービスセンター**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル6F | TEL 03 (5619) 3168

**医療第二損害サービスセンター**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル6F | TEL 03 (5619) 3168

**火災・新種損害サービスセンター**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル6F | TEL 03 (5619) 3168

**保険金総合サービス部****自動車保険金サービスセンター**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル5F | TEL 03 (5619) 5316

**傷害保険金サービスセンター**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル5F | TEL 03 (5619) 3168

**お客様事故相談室**

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル5F | TEL 03 (5619) 5316

**横浜損害サービスセンター**

〒220-6208 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5 キーンズタワーC8F | TEL 045 (683) 3181

**静岡損害サービスセンター**

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7F | TEL 054 (221) 7355

**名古屋損害サービスセンター**

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅2-45-14 日石名駅ビル2F | TEL 052 (566) 0195

**関西損害サービス部****大阪第一損害サービスセンター**

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町4-1-10 ホンマチ山本ビル7F | TEL 06 (6253) 6951

**大阪第二損害サービスセンター**

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町4-1-10 ホンマチ山本ビル7F | TEL 06 (6253) 6951

**神戸損害サービスセンター**

〒651-0096 兵庫県神戸市中央区雲井通4-2-2 マークラー神戸ビル12F | TEL 078 (241) 9761

**広島損害サービスセンター**

〒730-0015 広島県広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル14F | TEL 082 (221) 0771

**福岡損害サービスセンター**

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-9-17 ダヴィンチ福岡天神ビル12F | TEL 092 (715) 6911

(2009年7月1日現在)